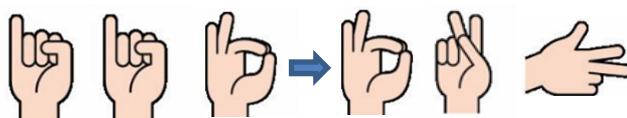


障がい者ガイドブック

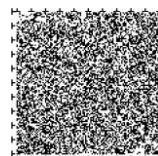


令和 7 年 3 月

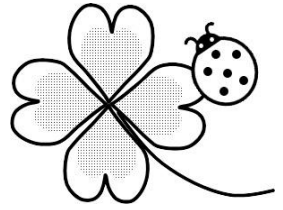
飯 塚 市



飯塚市は、共生社会ホスト
タウンに登録されています。



はじめに

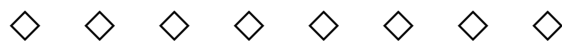


令和 6 年 3 月策定の「第4期飯塚市障がい者計画」において、本市では、「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」を基本理念として、「障がい者の自立と社会参加の促進」をその基本目標のひとつに掲げております。

この障がい者ガイドブックは、心身に障がいのある方々が、必要な福祉制度を活用され、社会参加が促進されることを願って作成したものです。

ご紹介している内容は、令和 7 年 3 月現在の内容で掲載していますが、一部、令和 7 年 4 月から変更となる制度等については、令和 7 年 4 月改定予定の内容を掲載しています。

なお、掲載内容は予定であり、変更となる場合があります。制度等の詳細についてや申請等を行う場合には、個別の説明の後に記載されている問い合わせ先に、お電話等でお問い合わせください。



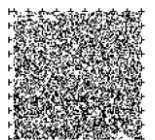
※「障がい」の表記について

本市では、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」とひらがなで表記していますが、法令の名称、飯塚市以外の機関が実施している事業や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞において漢字表記が用いられている場合は、そのまま「障害」と漢字で表記しています。

※音声コードについて

このガイドブックには、情報を音声で聞くことができるように、音声コードを印刷しています。

この音声コードを、活字文書読上げ装置、音声コード対応の携帯電話、音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォン等で読み取ることによって、ガイドブックの内容を音声で聞くことができます。



障がい者マークについて

障がい者に関するマークです。外見からはわかりにくい障がいもあり、誤解を受けたり、不利益をこうむったり、社会生活に不安をかかえることがないように、これらのマークが表示されていることに気づいたら、その方にあった配慮をこころがけるようにしましょう。

【障がい者のための国際シンボルマーク】



このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

【身体障がい者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【聴覚障がい者標識】



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【耳マーク】



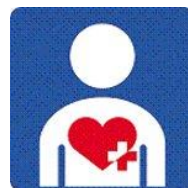
聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

【オストメイト マーク】

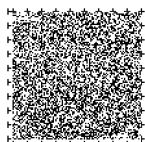


人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
このマークはオストメイトに配慮されたトイレであることを示しています。

【ハート・プラス マーク】



「身体内部に障がいがある人」を表しています。
身体内部とは心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能のことをいい、外見からは分かりにくい障がいといえます。



【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです

【障がい者雇用支援マーク】



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

【ヘルプカード・ヘルプマーク】



目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる『ヘルプマーク・ヘルプカード』です。

【ほじょ犬マーク】



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、レストラン・スーパー等の民間施設でも同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

【ふくおか・まごころ駐車場 利用証】

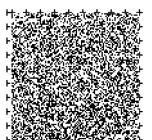


車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、県と協定を結んだ商業施設や公共施設のふくおか・まごころ駐車場に駐車するための利用証です。

赤色：車いすを常時利用する身障者で自ら運転する人

緑色：身体・知的・精神障がいのある人、高齢者、難病者

オレンジ色：妊産婦、けが人



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

障害者差別解消法(通称)は、すべての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

※文中の「障がいのある方」とは、障がい者手帳の所持、不所持にかかわらず、さまざまな心身の機能の障がいによって、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人のことをいいます。

障がいを理由とする不当な差別的取扱の禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり条件を付けたりするような行為を禁止することです。



障がいがあることを理由に習いごと教室の入会を断られた。



「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった障がいを理由に入店を断られた。

社会的障壁を取り除くための合理的配慮

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送ることを妨げている制度、慣行などのさまざまな物事＝「社会的障壁」がある場合、負担になり過ぎない範囲でそれを取り除くための配慮＝「合理的配慮」をすることです。



障がいのある方にわかりやすく説明すること。



視覚や聴覚に障がいのある方に読み上げや筆談をすること。

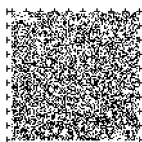
差別解消の推進に向けた取組

障がいのある方もない方も、ともにいきいきと暮らしていける社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消は市民一人ひとりにとって、とても大切な問題です。

また、この法律では民間事業者に対しても、不当な差別的取扱を禁止するとともに、合理的配慮の実践に努めるよう定めています。

皆さんもこの法律の制定をきっかけに、障がいのある方にとっての「障壁」になるものが身の回りにないか、それを取り除くために何ができるのかを一緒に考えていきましょう。

※2021年5月 法律の一部改正により令和6年4月1日から民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が法的義務となりました。



もくじ

相談窓口

相談窓口

1 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター、障がい者虐待防止センター	- 1 -
2 障がい者相談員	- 2 -
3 障がい者・障がい児に関する相談会	- 2 -
4 心配ごと相談日	- 3 -
5 障がい者110番	- 3 -
6 民生委員・児童委員	- 3 -

専門的な窓口

1 障がい福祉サービス・障がい児通所支援	- 4 -
2 発達障がい	- 5 -
3 こころの健康相談	- 6 -
4 高次脳機能障がい	- 6 -
5 難病について	- 6 -
6 オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)	- 7 -
7 仕事について	- 7 -
8 権利擁護について	- 8 -
9 消費者トラブル	- 8 -
10 身体障がい者補助犬	- 8 -

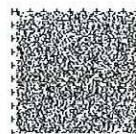
手 帳

1 身体障がい者手帳	- 9 -
2 療育手帳	- 9 -
3 精神障がい者保健福祉手帳	- 10 -
4 関係機関連絡先	- 10 -
5 ミライID	- 11 -

年金・手当・給付など

年金

1 障がい基礎年金	- 12 -
2 障がい厚生年金	- 13 -
3 障がい年金生活者支援給付金	- 13 -
4 特別障がい給付金	- 14 -
5 障がい(補償)給付	- 14 -
6 心身障がい者扶養共済制度と掛金補助	- 15 -



手当

- 1 特別障がい者手当 - 16 -
- 2 障がい児福祉手当 - 17 -
- 3 特別児童扶養手当 - 18 -

給付金

- 1 腎臓疾患患者福祉給付金 - 19 -

その他

- 1 肢体不自由高校生への奨学金 - 20 -
- 2 生活福祉資金 - 20 -

税額控除について

- 1 相続税の控除 - 21 -
- 2 贈与税の非課税 特定障がい者扶養信託 - 21 -
- 3 預貯金等の非課税制度 マル優制度 - 22 -
- 4 心身障がい者扶養共済制度掛金の控除 - 22 -
- 5 おむつ・ストマ用装具に係る費用の医療費控除 - 22 -
- 6 個人事業税の非課税 - 23 -
- 7 個人事業税の減免 - 23 -
- 8 所得税、市・県民税の控除・非課税・減免 - 24 -
- 9 自動車税・軽自動車税の減免 - 25 -

医療費

医療費

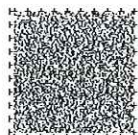
- 1 重度障がい者医療費支給制度 - 26 -
- 2 後期高齢者医療制度の適用 - 27 -
- 3 難病医療費助成制度 - 27 -

自立支援医療

- 1 更生医療 - 28 -
- 2 育成医療 - 29 -
- 3 精神通院医療 - 29 -
- 4 自立支援医療費の自己負担 - 30 -

障がい福祉サービス等

- 1 障がい福祉サービス - 31 -
- 2 障がい児通所支援 - 33 -
- 3 福祉サービスに関する苦情解決事業 - 34 -
- 4 利用までの流れ - 35 -



在宅生活支援

在宅生活に必要な環境整備

1 補装具の交付・修理	- 36 -
2 日常生活用具の給付	- 37 -
3 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	- 38 -
4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	- 38 -
5 住宅改造助成事業、居宅生活動作補助用具(住宅改修)	- 39 -
6 市営住宅への入居	- 40 -

在宅生活を支援するサービス

1 移動支援事業	- 41 -
2 日中一時支援事業	- 41 -
3 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	- 42 -
4 医療的ケア児等在宅レスパイト事業	- 42 -
5 訪問入浴サービス事業	- 43 -
6 配食サービス事業	- 43 -
7 訪問理美容サービス事業	- 44 -
8 緊急通報システム	- 44 -
9 身体障がい者福祉電話	- 45 -

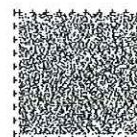
生活の中での各割引・支援

交通機関の割引

1 JR鉄道運賃の割引	- 46 -
2 西鉄バス・鉄道運賃の割引	- 48 -
3 飯塚市予約乗合タクシー・エリアワゴン・コミュニティバス運賃の割引	- 49 -
4 有料道路の通行料金割引	- 50 -
5 国内線航空運賃の割引	- 51 -
6 船舶運賃の割引	- 51 -
7 タクシー運賃の割引	- 51 -
8 福祉タクシー利用券	- 52 -

自動車運転など

1 自動車運転免許取得事業	- 53 -
2 自動車改造費助成事業	- 53 -
3 市営駐車場障がい者割引	- 54 -
4 ふくおか・まごころ駐車場	- 55 -
5 身体障がい者等除外指定車標章(駐車禁止除外指定車標章)	- 56 -



通信料の割引

1 NHK放送受信料の割引	- 57 -
2 携帯電話の割引	- 57 -
3 郵便料金	- 58 -
4 NTT電話番号の無料案内「ふれあい案内」	- 59 -

情報保障

1 意思疎通支援者派遣事業(手話通訳者等派遣事業)	- 60 -
2 声の市報・点字による通知書	- 60 -

その他

1 郵便等による不在者投票制度	- 61 -
2 ふれあい収集	- 61 -

権利擁護

1 成年後見制度	- 62 -
----------------	--------

雇用の促進

1 雇用の窓口	- 63 -
2 就職援護	- 63 -
3 福岡障害者職業能力開発校	- 64 -
4 福岡障害者職業センター	- 65 -

社会参加の促進

スポーツ

1 飯塚国際車いすテニス大会	- 66 -
2 福岡県障がい者スポーツ大会	- 66 -

イベント

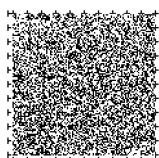
1 みんなの健康・福祉のつどい	- 66 -
2 ふれあいスクーリング	- 67 -
3 療育キャンプ	- 67 -

施設の紹介

1 サン・アビリティーズいづか	- 68 -
2 地域活動支援センター izumi(イズミ)	- 68 -

団体の紹介

1 団体紹介	- 69 -
--------------	--------

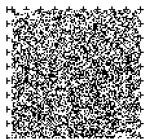


障がい種別・障がい等級別制度・サービス早見表(主なもの)

		身体障がい者手帳						療育手帳				精神障がい者 保健福祉手帳			難 病
制度	ページ	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A 2・3	B 1	B 2	1級	2級	3級	
障がい基礎年金	12	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
特別児童扶養手当	18	○	○	○	△			○	○	△	△	△	△	△	
相続税の控除	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所得税、 市・県民税の 控除・非課税・減免	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車税減免	25	○	○	△	△	△	△	○	○	○		○			
重度障がい者 医療費支給制度	26	○	○					○	○			○			
後期高齢者医療 制度	27	○	○	○	△			○				○	○		
障がい福祉 サービス等	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補装具 の交付・修理	36	○	○	○	○	○	○								○
日常生活用具 の給付	37	○	○	○	○	○	○	○	○						○
JR 鉄道運賃 割引	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西鉄運賃割引	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
飯塚市予約乗合 タクシー・コミュニティバス運 賃割引	49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
有料道路割引	50	○	△	△	△	△	△	○	○						
タクシー 運賃割引	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉タクシー利 用券	52	△	△					△	△			△			
市営駐車場 障がい者割引	54	○	○	○	△			○	○			○	○	○	
ふくおか・まご ころ駐車場	55	○	○	△	△	△	△	○	○			○			△
NHK 放送 受信料割引	57	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

○…おおむね利用可(所得制限や自己負担がある場合も有)

△…条件にあえば、利用可



相談窓口

相談窓口

1 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター、 障がい者虐待防止センター

障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方、そのご家族、関係者の方の相談窓口です。生活の悩みごとや心配ごと、将来のこと、仕事のこと、子どもの発達や将来のこと、お住まいのこと、障がい者虐待のことなど、なんでもご相談ください。

◆飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

飯塚市忠隈 523 飯塚市役所穂波庁舎 4 階

電話:0948-43-4006 ファックス:0948-43-4021

メールアドレス:soudan@iikk-kan.jp

受付時間:月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後5時 15 分

土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。

障がい者基幹相談支援センター ホームページ

<https://iikk-kan.jp/>



スマートフォンを用いて、
バーコードを読み取って
ください。



発達障がい児等を対象とした療育面における相談支援は、こども発達療育センターテコテコ内において行っています。

◆こども発達療育センター テコテコ内 相談部門 トントン

飯塚市口原 1061-6

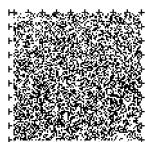
電話:0948-96-8278 ファックス:0948-96-8280

障がい者虐待防止に関するご相談や、虐待を発見したり、受けたりした場合の通報などは、障がい者虐待防止センターでもお受けします。

◆飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者虐待防止センター(24 時間対応)

電話:0948-43-9977 ファックス:0948-43-9974

メールアドレス:gyakutai.sos@ezweb.ne.jp



2 障がい者相談員

障がい者・障がい児の日常生活で生じる様々な問題について、地域の各相談員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

● 身体障がい者相談員

氏 名	電話・ファックス	住 所	区 分
貝嶋 榮一	電話 0948-92-3266	勢田	肢体
松村 弘也	電話 0948-25-6064	目尾	視覚
田才 義克	電話 090-8221-0510	鯉田	肢体・聴覚
森 省三	電話 0948-82-2187	綱分	肢体
三浦 賢次	電話 0948-28-8870	中	視覚
清水 富江	ファックス 0948-29-1222	小正	聴覚、音声・言語
金子 芳子	ファックス 0948-22-8007	鯉田	聴覚、音声・言語

● 知的障がい者相談員

氏 名	電話・ファックス	住 所
藤原 克美	電話 0948-82-1787	仁保
矢野 隆司	電話 0948-72-0682	大分
藤原 香	電話 0948-82-1787	仁保
野口 昭子	電話 0948-28-4652	小正

● 精神障がい者相談員

氏 名	電話・ファックス	住 所
山梨 宗治	電話 0948-43-3900	伊岐須
黒河 幸彦	電話 0948-28-2514	目尾
辻田 雄一	電話 0947-45-1876	田川市

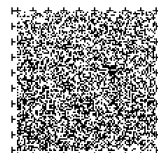
3 障がい者・障がい児に関する相談会

障がい当事者や障がい者の家族などが生活面の様々な問題に関する相談に応じる相談会を開催しています。

	時間	内容	会場
毎月第1土曜日	午後 1 時～午後 4 時	精神障がいについて	サン・アビリティーズ いいづか (飯塚市柏の森956-4)
毎月第2土曜日	午後 1 時 30 分～午後 4 時		
第3土曜日 (不定期開催)	午後 1 時～午後 3 時	障がい全般について	

【問い合わせ先】 サン・アビリティーズいいづか

電話・ファックス 0948-29-3087



4 心配ごと相談日

毎月の「心配ごと相談日」に、日頃の暮らしのなかで生じる様々な悩みごと、心配ごとについて行政相談員等が相談を受けるとともに、適切な専門機関をご紹介します。

社会福祉協議会の本所及び各支所で次のとおり相談日を設けています。時間はいずれも午後 1 時から午後 3 時までです。

	所在地	連絡先	実施日
飯塚市社会福祉協議会 本所	飯塚市柏の森956-4	電話 0948-23-2210 ファックス 0948-23-2262	奇数月 第2金曜日
穂波支所	飯塚市忠隈522-3	電話 0948-29-5520 ファックス 0948-29-5522	奇数月 第4火曜日
筑穂支所	飯塚市長尾911-1	電話 0948-72-3085 ファックス 0948-72-3078	偶数月 第1水曜日
庄内支所	飯塚市綱分771-1	電話 0948-82-4736 ファックス 0948-82-5212	奇数月 第3木曜日
潁田支所	飯塚市勢田 1101	電話 0948-92-5855 ファックス 0948-92-5859	偶数月 第4木曜日

5 障がい者110番

障がい者や家族が抱える福祉、保険、法律問題等に係わる心配ごと、悩みごと等の相談に応じます。

相談の種類	相談員	相談日	相談時間
一般相談	相談員	月曜日から金曜日	午前9時から午後 4 時
専門相談	法律相談 弁護士	第2・第4 水曜日	午後1時から午後3時
	年金相談等 社会保険労務士	第1・第3 金曜日	午後1時から午後3時

※土日・祝日・年末年始・お盆を除く。

【問い合わせ先】 公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会

春日市原町3丁目 1-7 クローバープラザ東棟6階

電話・ファックス 092-584-6110

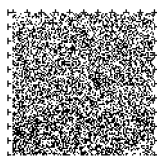
6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民と関係行政機関の仲介役として、各担当地域で障がいのある方、妊産婦、乳幼児、児童、高齢者、生活に困っている方などの相談を受けます。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 社会福祉係

電話 0948-96-8234 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



専門的な窓口

1 障がい福祉サービス・障がい児通所支援

●指定相談支援事業所

障がい福祉サービスなどのご利用を希望される方に対して、申請手続の援助やサービス利用に伴う生活設計のお手伝いをする事業所です。サービスの利用に際しては、これらの事業所に「サービス等利用計画」を作成してもらう必要があります。

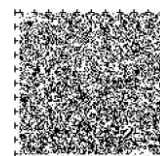
ここでは、令和 7 年 3 月時点の事業所一覧を掲載していますが、指定相談支援事業所は今後も増える見通しです。最新の事業所の状況については社会・障がい者福祉課の窓口及びお電話、市のホームページ等でご案内します。

◆:原則として 18 歳以上の障がい者のサービス利用等に関する相談に対応します。

●:18歳未満の障がい児の通所サービス利用等に関する相談に対応します。

○:医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。

事業所名称	住所	電話	ファックス	対応 区分	医療的ケア児等 コーディネーター
桂木とくのみ園「花」	飯塚市建花寺975-1	0948-29-8800	0948-29-8801	◆	
障害者相談支援サービス ウイング飯塚	飯塚市秋松 349-7	0948-43-4464	0948-43-4474	◆●	
指定特定相談支援事業所 大地の森	飯塚市佐與1497-2	0948-92-5055	0948-92-5085	◆●	○
もみの木相談支援センター	飯塚市若菜256-77	0948-26-8338	0948-26-8337	◆●	○
飯塚市社会福祉協議会 相談支援事業所いづか	飯塚市柏の森956-4	0948-21-3992	0948-21-4020	◆	
ケアプランサービスみかん	飯塚市横田66-5 三木ビル3F	0948-21-6432	0948-21-6433	◆●	
相談支援センター パーソナルプラン	飯塚市庄司97-1	0948-43-9546	0948-43-9547	◆●	
相談支援センターLead	飯塚市若菜 259-81 E号	070-4795-6840	0948-26-7512	◆●	○
障がい者相談支援センター はくりゅう園	飯塚市綱分192-1	0948-82-3343	0948-82-3486	◆●	
相談支援センター あんだんて	飯塚市吉原町 1-19	0948-22-7110	0948-22-7130	◆●	
相談支援サービス コネクトプラン	飯塚市枝国495-16 千福コーポ502号	090-9850-6067		◆●	○
プランニングッド	飯塚市鯉田 64-1	0948-29-4112	0948-29-4144	◆●	○



相談支援センター にじいろsmile	飯塚市小正 167-3	0948-43-8211	0948-43-8271	◆●	○
COMPASS サポート飯塚	飯塚市枝国 501-10	0948-52-6838	0948-52-6867	◆●	
相談支援事業所くぬぎ苑	飯塚市相田 114-1	0948-24-8000	0948-24-7200	◆●	
相談支援センターりんりん	飯塚市北古賀 809-3	0948-43-9887	0948-43-9888	◆●	
相談支援事業所 メディカルセンター	飯塚市中 825	0948-52-8101	0948-24-8842	◆●	
相談支援センターてとて	飯塚市柏の森 2080-3	0948-24-1911	0948-24-1912	◆●	
あどけあ福祉相談所	飯塚市有井 334-1	0948-52-3909	050-730-9912	◆●	
相談支援まほら	飯塚市口原 747 番地 2	0948-96-8888	0948-96-8889	◆●	
NEXT INNOVATION	飯塚市吉原町 3-1 大和工業ビル 302 号	0948-52-3325	0948-52-3326	◆●	
障がい者相談支援センター さんあいサポート	嘉麻市岩崎1373-2	0948-83-8288	0948-83-8222	◆●	
相談支援センター 第2なのみ荘ライン	嘉麻市牛隈1373-4	0948-83-7077	0948-83-7088	◆	
障がい者生活支援センター 誠心園	嘉麻市平54	0948-20-5090	0948-20-5091	◆●	
相談支援センター こころ	嘉麻市飯田396-3	090-1341-1595	0948-62-4888	◆●	
心結相談支援サービス	桂川町土師 36 番地	0948-43-4454	0948-43-4447	◆●	
相談支援 Lea	嘉麻市貞月 340-1	0948-52-3938	0948-52-3932	◆●	
ライフサポート くらいす	嘉麻市上山田 402-12	0948-43-8431	0948-43-8432	◆●	
指定特定相談支援事業所 COCOSU ネットワーク	桂川町大字土師 1103 番地 29	0948-43-3761	0948-43-3762	◆	
相談センターりはなす	桂川町豆田 404-1	0948-52-3258	0948-52-3228	◆●	

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
 電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
 メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 発達障がい

●発達障がい者支援センター

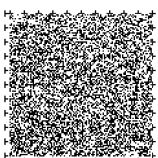
発達障がい児(者)及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援等を行います。

【問い合わせ先】 福岡県発達障がい者支援センター(筑豊地域) ゆう・もあ

住所 田川市夏吉4205-7

電話 0947-46-9505 ファックス 0947-46-9506

メールアドレス yumoa2@houtokukai.com



3 こころの健康相談

●福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

心の悩みや不眠などの症状、体調、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関すること、ひきこもりに関することなどについて、保健師による電話・面接相談や精神科医師(電話予約必要)による定例相談を実施しています。

ご本人からの相談だけでなく、家族や周りの方からのご相談も受け付けます。

【問い合わせ先】 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係
飯塚市新立岩8-1
電話 0948-21-4875 ファックス 0948-24-0186
メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

4 高次脳機能障がい

●福岡県障がい者リハビリテーションセンター

当センターでは高次脳機能障がいに特化した訓練を実施しております。また、高次脳機能障がいに関する研修会や講演会なども実施しております。詳細については当センターのホームページをご確認ください。

●専門相談ホットライン

高次脳機能障がいの診断や評価、訓練、福祉制度、家庭生活や就労・就学などの相談に対して、専門のスタッフが相談をお受けします。

【問い合わせ先】 高次脳機能障がい専門相談ホットライン
(福岡県障がい者リハビリテーションセンター内)
電話 092-944-2011 ファックス 092-944-0051
ホームページ <https://fukuoka-rehacenter.or.jp>
メールアドレス sisetu@fukuoka-rehacenter.or.jp

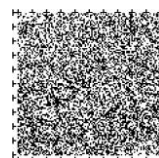
5 難病について

●福岡県難病相談支援センター

難病の患者さんとその家族・支援者等のための相談窓口です。保健師、看護師、社会福祉士などの専門職が電話、面接、メールなどにより各種相談を受け付けるとともに、ハローワークと連携した就労支援などを行います。

【相談時間】 平日午前9時～午後4時

【問い合わせ先】 福岡県難病相談支援センター
福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院 北棟2階
電話 092-643-1390 ファックス 092-643-1389
ホームページ <https://www.fnanbyou-c.org>



6 オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)

●日本オストミー協会

オストメイトに関する相談に応じるほか、研修会等の社会適応訓練事業等を行っています。
オストメイトの方々やご家族・医療・介護関係者等、どなたでもご遠慮なく問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 公益社団法人 日本オストミー協会 福岡県支部
春日市原町3丁目 1-7 クローバープラザ東棟6階
電話・ファックス 092-572-7788
メールアドレス sazaejun@hb.tp1.jp
不在時は、
福岡県支部 支部長 吉田 敏男 090-1196-2481

7 仕事について

●障がい者就業・生活支援センター

障がい者が地域で安心して働き、暮らしていくために、就職活動や職場での問題、働くうえでの生活の問題などの相談を受け、お手伝いします。

障がい者就業・生活支援センターは県内に 13 か所ありますが、飯塚圏域には、障がい者就業・生活支援センター BASARAがあります。

【対象者】

1	福岡県内に居住している障がい者及びその家族、関係者
2	障がい者雇用を考えている企業の人

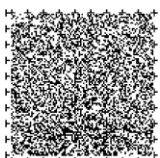
【受付時間】 午前9時～午後5時。ただし、土曜・日曜・祝日および年末年始は休みです。

【問い合わせ先】 障がい者就業・生活支援センターBASARA
飯塚市吉原町 6-1 あいたウン4F
電話 0948-23-5560 ファックス 0948-23-5700
メールアドレス basara@basara-net.net

○その他、国や県の機関と連携して、障がい者の就労支援や、相談をお受けしています。

詳しくは社会・障がい者福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



8 権利擁護について

●権利擁護センター ファミリア

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。

【対象者】

認知症の方、知的・精神障がい者、難病患者等で、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用できます。

【問い合わせ先】 飯塚市社会福祉協議会 権利擁護センター

電話 0948-24-4500 ファックス 0948-23-2262

9 消費者トラブル

●消費生活センター

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてのお手伝いをしています。ご本人からの相談を原則としていますが、ご家族や周囲の方からの相談も受付けています。

相談は無料で、秘密は厳守されます。「おかしいな、困ったな」と思ったらすぐにご相談ください。

【問い合わせ先】 飯塚市消費生活センター

飯塚市吉原町6番1号 あいタウン2F 市民交流プラザ内

電話 0948-22-0857 ファックス 0948-22-0897

10 身体障がい者補助犬

身体に障がいのある方の自立と社会参加を支援する犬のことで、以下の3種類があります。

●盲導犬

視覚障がい者へ歩行等についての介助を行う犬のことです。

【問い合わせ先】 公益財団法人 九州盲導犬協会

糸島市東 702-1

電話 092-324-3169 ファックス 092-324-3386



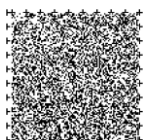
●介助犬・聴導犬

介助犬は肢体不自由の方へ日常生活を営む上での介助を行う犬のことで、聴導犬は聴覚障がい者へ日常生活を営む上で必要となる情報を伝え誘導する犬のことです。

【問い合わせ先】 特定非営利活動法人 九州補助犬協会

糸島市志摩井田原 76-20

電話・ファックス 092-327-0364



手 帳

心身に障がいがある場合、その障がいの内容に応じて申請することにより、各種の障がい者手帳の交付を受けることができます。市で申請を受け付けた手帳は、それぞれの判定機関で判定され、交付されます。手帳が交付されると、手帳の種類及び障がいの等級等に応じてさまざまな制度やサービスを受けることができます。

1 身体障がい者手帳

身体に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。

○障がいの程度 1 級から 6 級で、1 級が最重度、2 級重度

申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県障がい者更生相談所

2 療育手帳

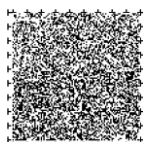
児童相談所または更生相談所において、知的に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。

○障がいの程度

表示	程度	
A1	最重度	概ねIQ20 以下
A2	重度	概ねIQ21～35
A3	重度・合併	概ねIQ36～50 で、身体障がい者手帳1～3級を所持
B1	中度	概ねIQ36～50
B2	軽度	概ねIQ51～75

○再判定が必要な場合 手帳に記載されている「次の判定年月」の 3 か月前から受付できます。

18 歳以上	
申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県障がい者更生相談所
18 歳未満	
申請窓口	田川児童相談所
判定機関	



3 精神障がい者保健福祉手帳

精神の状態に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。
主たる精神障がいの初診年月日から半年以上経過していること

○障がいの程度 1 級から 3 級で、1 級が最重度

○有効期間 2 年間。更新申請は有効期間終了の 3 か月前から受け付けます。

申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県精神保健福祉センター

※「発達障がい者手帳」というものではありませんが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳に該当する場合があります。

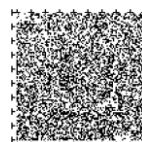
4 関係機関連絡先

福岡県障がい者 更生相談所	住所	春日市原町3丁目1-7
	連絡先	電話 092-586-1055 ファックス 092-586-1065
	メールアドレス	shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp
田川児童相談所	住所	田川市弓削田188
	連絡先	電話 0947-42-0499 ファックス 0947-42-0439
	メールアドレス	tagawa-ccc@pref.fukuoka.lg.jp
福岡県精神保健 福祉センター	住所	春日市原町3丁目1-7
	連絡先	電話 092-582-7510 ファックス 092-582-7505
	メールアドレス	seishinhofuku@pref.fukuoka.lg.jp

手帳の交付後、次の場合は、社会・障がい者福祉課に届けてください。

- (1)住所、氏名が変わったとき
 - (2)手帳をなくしたときや使用できないほど破損したとき
 - (3)障がいの程度が変わったとき(再交付申請により等級が変更になる場合があります。)
 - (4)障がいが回復したときや死亡等により手帳が不要になったとき
- ※手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 ミライロ ID(デジタル障がい者手帳)

飯塚市では、障がい者手帳をお持ちの方が市有施設で利用料金等の減免を受ける際に、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」(※)の画面を提示による本人確認を行っています。

「ミライロ ID」は、施設利用時に障がい者手帳の代わりに利用できるほか、必要な配慮を記載する機能もあり、「ミライロ ID」の画面を提示するだけで、配慮事項を簡単に施設スタッフに伝えることができます。

(※)「ミライロ ID」とは

(株)ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障がい者手帳の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できるようになり、その画面を施設などで提示することで、障がい者割引を受けることができます。

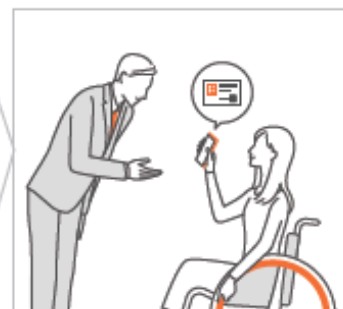
【ミライロ ID 利用の流れ】



ステップ1
アプリを起動



ステップ2
手帳情報を提示

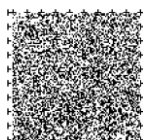


ステップ3
窓口で画面情報を提示

※「ミライロ ID(デジタル障がい者手帳)」の登録方法などの詳細は
「ミライロ ID」ホームページ(<https://mirairo-id.jp/>)をご覧ください。

※「ミライロ ID」は、市有施設以外でも多くの公共交通機関や施設で利用できます。
利用できる場所を調べるには、「ミライロ ID が使える場所」(<https://mirairo-id.jp/place>)をご覧ください。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



ステッカー



ポップスタンド

年金・手当・給付など

年金

1 障害基礎年金

国民年金に加入している間にかかった病気やケガによって、65 歳になるまでの間に一定の障がいを受けたときに支給される年金です。また、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師にかかった日が 20 歳以前である方についても、20 歳になったときに手続きができます。

障がいの程度により 1 級と 2 級がありますが、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

【受給要件】 下記の要件すべてに該当しなければなりません。

初診日が 20 歳以降で ある場合	1	初診日に国民年金に加入しており、20 歳以上 65 歳未満の間に初診日がある。
	2	初診日から障害認定日、または障害認定日以降 65 歳になるまでに障害基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。なお、障害認定日は、初診日から 1 年 6 か月を経過した日を指します。
	3	一定の保険料納付要件を満たしている。

初診日が 20 歳前であ る場合	1	障害基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。
	2	本人の所得が一定額以下である。

【年金額】 <令和 7 年 4 月現在>

1 級	昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方	1,039,625 円
	昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	1,036,625 円
2 級	昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方	831,700 円
	昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	829,300 円

※ 生計を維持している子がいる場合は加算されることがあります。

原則として、子どもが 18 歳に到達した年度末まで支給されます。

【子の加算額】 <令和 7 年 4 月現在>

1 人目・2 人目	1 人につき 年額 239,300 円
3 人目以降	1 人につき 年額 79,800 円



【申請場所・問い合わせ先】

・初診日が第 1 号被保険者期間中などにある人

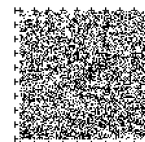
飯塚市役所 医療保険課 年金係

電話 0948-22-5500(内 1031・1032) ファックス 0948-25-0560

メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

・初診日が第 3 号被保険者期間中にある人

直方年金事務所 電話 0949-22-0891(ナビダイヤル)



2 障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガによって、生活や仕事などが制限されるようになった場合に支給される年金です。障がいの程度により1～3級まであり、3級より軽度の場合でも一時金として障害手当金が支給される場合があります。ここでいう1～3級は、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

【受給要件】

1	障がいの原因となった傷病の初診日が、厚生年金保険の被保険者期間中である。
2	障害認定日において、障がいの程度が政令で定められた一定の基準以上の状態である。 なお、障害認定日とは初診日から1年6ヶ月を経過した日を指します。 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受けとることができる場合があります。
3	初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されている。

【問い合わせ先】 直方年金事務所
電話 0949-22-0891(ナビダイヤル)

3 障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金を受けているときに支給される給付金です。令和元年10月に制度が始まりました。

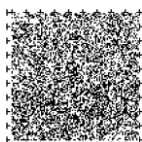
【受給要件】

1	障害基礎年金を受けている。
2	本人の所得が一定額以下である。

【支給額】 <令和7年4月分より>

障害基礎年金1級を受けている人	月額6,813円
障害基礎年金2級を受けている人	月額5,450円

【問い合わせ先】 直方年金事務所
電話 0949-22-0891(ナビダイヤル)
ねんきんダイヤル 0570-05-1165(ナビダイヤル)
給付金専用ダイヤル 0570-05-4092(ナビダイヤル)



4 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がい者に対して支給される給付金です。原則として、65歳に達する日の前日までに請求することが必要です。

【対象】

1	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
2	昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当した人

【支給額】 <令和7年4月現在>

障害基礎年金1級に該当する人	月額 56,850 円
障害基礎年金2級に該当する人	月額 45,480 円

【注意事項】

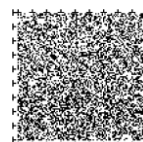
- ・本人の所得によって、支給が全額または半額、制限される場合があります。
- ・経過的福祉手当を受給している方に特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

【問い合わせ先】 医療保険課 年金係
電話 0948-22-5500(内 1031・1032) ファックス 0948-25-0560
メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

5 障がい(補償)給付

業務上(通勤上)の負傷や疾病が治っても身体に一定の障害が残ったとき、障がいの程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

【問い合わせ先】 飯塚労働基準監督署
電話 0948-22-3200



6 心身障がい者扶養共済制度と掛金補助

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいの状態になるなど万一のことがあったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

【加入対象者】 加入時の年度の4月1日における年齢が65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

【障がい者の範囲】

1	知的障がい者・障がい児
2	身体障がい者手帳1級～3級の身体障がい者・障がい児
3	1、2と同程度の障がいがあると認められる人 例 精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

【掛金】 加入年齢に応じて掛金が異なります。また、2口まで加入できます。

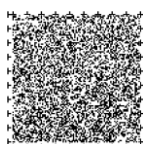
【給付金】

年金	1口につき月額 20,000 円
弔慰金	1年以上加入した後に、障がい者が先に死亡した場合、加入期間に応じて支給されます。
脱退一時金	5年以上加入した後に、この制度から脱退した場合や加入口数を減らした場合、加入期間に応じて支給されます。

【掛金補助】 掛金の納付が経済的に困難な方に対して一定の基準によりその掛金について補助します。

補 助 対 象 者	補 助 率
生活保護世帯	10 / 10
前年度の市県民税が非課税世帯	5 / 10
前年度の市県民税が均等割のみ課税世帯	3 / 10
災害により生計の維持が生活保護世帯と同程度またはそれ以上困難と認められる世帯	10 / 10

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



手当

1 特別障がい者手当

20 歳以上の在宅の障がい者であって、重度の障がいのために日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。

【対象者】 1～5 のいずれかに該当しなければなりません。

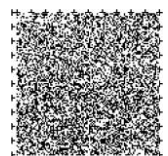
1	重度の障がいを2つ以上有する人。この場合の重度の障がいとは、おおむね、身体障がい者手帳1・2級又は知的障がい者で知能指数20以下程度を指します。
2	重度の障がいを1つ有し、さらに身体障がい者手帳3級程度、知的障がい者で知能指数35以下程度の障がいを2つ以上有する人
3	肢体不自由で重度の障がいがあり、日常生活に特別の介護が必要な人
4	内部障がいその他の疾患があり、絶対安静が必要な人
5	知能指数20以下の知的障がい者で、日常の動作・行動において全面に近い介護が必要な人
※	ただし、次に該当する場合は支給されません。 ① 施設等に入所している。 ② 病院に3ヶ月以上入院している。 ③ 本人または扶養義務者等に一定額以上の所得がある。

【支給額】 <令和 7 年 4 月現在>
月額 29,590 円

【申請に必要なもの】

- (1) 診断書・障がい者手帳
- (2) 印かん
- (3) 請求者名義の通帳
- (4) 対象者、配偶者、扶養義務者のマイナンバー等

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



2 障がい児福祉手当

20歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのために日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給されます。

【対象者】 1～3 のいずれかに該当しなければなりません。

1	重度の障がいを1つ以上有する児童。この場合の重度の障がいとは、おおむね身体障がい者手帳1・2級の一部又は知的障がい者で知能指数20以下程度を指します。
2	おおむね身体障がい者手帳2級または3級、かつ知的障がい者で知能指数35以下程度の障がいを有する児童
3	1・2に準ずる程度の障がいを有し、日常生活において常に特別の介護を必要とする児童
※	ただし、次に該当する場合は支給されません。 ① 施設等に入所している。 ② 障がい年金等を受給している。 ③ 本人または扶養義務者に一定額以上の所得がある。

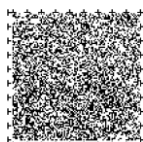
【支給額】 <令和7年4月現在>

月額 16,100 円

【申請に必要なもの】

- (1)診断書・障がい者手帳
- (2)印かん
- (3)対象児童名義の通帳
- (4)対象児童および扶養義務者のマイナンバー等

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【対象児童】

特別児童扶養手当 1 級 重度の障がい児

特別児童扶養手当 2 級 中度の障がい児

※対象となる条件等がありますので、事前にお問い合わせください。

ただし、次に該当する場合は支給されません。

- ① 対象児童または父母(養育者)が日本国内に住所がない。
- ② 対象児童が児童福祉施設等に入所している。
- ③ 対象児童が公的年金を受給している。
- ④ 本人または扶養義務者に一定額以上の所得がある。

【支給額】 <令和 7 年 4 月現在>

1級 月額 56,800 円 2級 月額 37,830 円

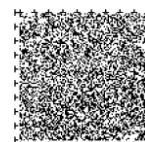
【申請に必要なもの】

- (1)請求者名義の通帳
- (2)手帳、診断書等
- (3)請求者、対象児童、配偶者、扶養義務者のマイナンバー等

【問い合わせ先】 こども家庭課 こども手当係

電話 0948-43-8735(直通) ファックス 0948-21-9508

メールアドレス kodomokatei@city.iizuka.lg.jp



給付金

1 腎臓疾患患者福祉給付金

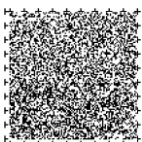
就労等の理由で夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。4月～9月分の前期と10月～3月分の後期でそれぞれ申請受付期間が決まっています。

【対象者】 次のすべてに該当しなければなりません。

1	午後5時以降に人工透析を1か月間に5回以上受けている人
2	身体障がい者手帳の交付を受けている人
3	自家用車の場合、通院距離が片道10km以上である。
4	公共交通機関使用の場合、1か月2,000円以上の運賃負担をした。
5	タクシー使用の場合、領収書に基づき、1か月2,000円以上負担をした。
6	県の取り扱い要綱に定める所得制限を越えない人

【問い合わせ先】 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
電話 0949-23-3119 ファックス 0949-23-1029
メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



その他

1 肢体不自由高校生への奨学金

県内に居住する肢体不自由児で、高等学校に在学する生徒に対し奨学金を交付する制度です。

【対象者】

身体障がい者手帳 5 級以上で肢体不自由な高等学校在学生徒(全日制課程第 3 学年に在学する生徒等を除く。)及び来春高等学校入学予定の生徒

※その他条件があるため、必ず事前におたずねください。

【支給額】

年額 35,000円

【返済】

返済の義務はありません。

【申請に必要なもの】

(1)肢体不自由高校奨学生採用願書

(2)肢体不自由高校奨学生推薦書

(3)市町村が発行する所得証明書又は源泉徴収票

※いずれも世帯で収入がある者全員の申請時取得出来る最新のもの

(4)印かん

【募集期間】

毎年度 11 月 10 日から 12 月 10 日まで

【問い合わせ先】 福岡県肢体不自由児協会

電話・ファックス 092-584-5723

2 生活福祉資金

収入が少ない方、障がいのある方および 65 歳以上の高齢者の属する世帯に対し、各種資金貸付けの受付を行っております。

【貸付金の種類】

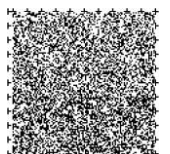
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

※資金の種類ごとに、要件や限度額があります。また、保証人等が必要になる場合もあります。

※公的資金の貸付・給付を受けている方は対象にならない場合があります。借入申込み後、審査があります。なお償還する見込みがある世帯が対象です。

【問い合わせ先】 飯塚市社会福祉協議会

電話 0948-23-2210 ファックス 0948-23-2262



税額控除について

1 相続税の控除

名称	主な障がいの内容	税額控除の内容
一般障がい者 控除	① 身体障がい者手帳 3～6 級 ② 療育手帳B ③ 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級	85歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税から控除
特別障がい者 控除	① 身体障がい者手帳 1・2 級 ② 療育手帳A ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級	85歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税から控除

＊ 上記以外の方でも控除の対象となる場合があります。

【問い合わせ先】 飯塚税務署 電話 0948-22-6710
福岡国税局 税務相談室 ファックス 092-411-0124
※このファックスは聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
このファックスを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は、提出できません。

2 贈与税の非課税 特定障がい者扶養信託

【対象者】

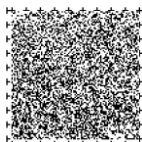
特別障がい者である特定障がい者	身体障がい者手帳1・2級
	療育手帳A
	精神障がい者保健福祉手帳1級
特別障がい者以外の特定障がい者	療育手帳B
	精神障がい者保健福祉手帳2・3級

【内容】

個人が特定障がい者を受益者とする特定障がい者扶養信託契約に基づき、金銭、有価証券その他の財産を信託銀行等に信託されたときは、その信託受益権の価格のうち特別障がい者である特定障がい者については 6,000 万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者については 3,000 万円までの金額は贈与税が非課税となります。

【問い合わせ先】

- (1) 特定障がい者扶養信託契約については各信託銀行など
- (2) 贈与税の非課税の申請は各信託銀行等を経由して特定障がい者の納税地を所管する税務署



3 預貯金等の非課税制度 マル優制度

350万円までの預貯金等の利子に対する課税が、非課税貯蓄申告書を提出することにより非課税になります。

【対象者】

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人
2	療育手帳の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人
4	戦傷病者手帳の交付を受けている人
5	障がい基礎年金、障がい厚生年金、障がい共済年金等を受給している人

【問い合わせ先】 預金先の金融機関

4 心身障がい者扶養共済制度掛金の控除

地方公共団体が実施する心身障がい者扶養共済年金制度の掛金が所得から控除されます。

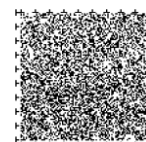
【問い合わせ先】 飯塚税務署 電話 0948-22-6710
福岡国税局 税務相談室 ファックス 092-411-0124
※このファックスは聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
このファックスを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は、提出できません。

5 おむつ・ストマ用装具に係る費用の医療費控除

おむつ	傷病により6カ月以上寝たきりの状態で、医師による治療を継続して受け、おむつの使用が必要と認められる人
ストマ装具	治療上、医師が使用を必要と認める人

控除を受けるためには、領収書のほか、それぞれおむつ使用証明書、ストマ用装具使用証明書が必要です。

【問い合わせ先】 飯塚税務署 電話 0948-22-6710
福岡国税局 税務相談室 ファックス 092-411-0124
※このファックスは聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。
このファックスを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は、提出できません。



6 個人事業税の非課税

【対象者】

失明または両眼の視力(矯正視力)が 0.06 以下の人

【内容】

あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税となります。

【問い合わせ先】 飯塚・直方県税事務所

電話 0948-21-4903 ファックス 0948-23-3806

メールアドレス iizukanoogata-pt@pref.fukuoka.lg.jp

7 個人事業税の減免

【対象者】

4 級以上の身体障がい者手帳の交付を受けていて、前年の総所得金額が 300 万円以下の人

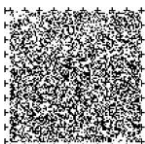
【減免額】

1	年税額 15,000円以下の部分の全額
2	年税額 15,000円を越える部分の1/2の額

【問い合わせ先】 飯塚・直方県税事務所

電話 0948-21-4903 ファックス 0948-23-3806

メールアドレス iizukanoogata-pt@pref.fukuoka.lg.jp



8 所得税、市県民税の控除・非課税・減免

<所得税、市県民税の控除・非課税>

名 称	対象者	主な障がいの内容	控除等の内容	
			所得税	市県民税
障がい者控除	本人 同一生計配偶者	① 身体障がい者手帳 3～6 級 ② 療育手帳B ③ 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級 ④ 介護保険法に規定する要介護認定者で障がい者控除対象者として認定書の交付を受けている人	所得控除 27万円	所得控除 26万円
特別障がい者控除	扶養親族	① 身体障がい者手帳 1・2 級 ② 療育手帳A ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級 ④ 介護保険法に規定する要介護認定者で特別障がい者控除対象者として認定書の交付を受けている人	所得控除 40万円	所得控除 30万円
同居特別障がい者控除	同居の同一生計配偶者又は扶養親族	④ 介護保険法に規定する要介護認定者で特別障がい者控除対象者として認定書の交付を受けている人	特別障がい者控除の額に加えて35万円が加算	特別障がい者控除の額に加えて23万円が加算
非課税限度額	本人	① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人 ② 介護保険法に規定する要介護認定者で障がい者または特別障がい者控除対象者として認定書の交付を受けている人	分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が135万円以下の方は、所得割及び均等割が課されません。	

* 上記以外の方でも控除の対象となる場合があります。

<市県民税の減免>

当該年度の賦課期日(1月1日)以降に身体障がい者手帳等の交付を受けた人で、等級や所得要件等を満たす場合は減免の対象となりますので、詳細については税務課市民税係にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

所得税

飯塚税務署

電話 0948-22-6710

福岡国税局 相談窓口 ファックス 092-411-0124

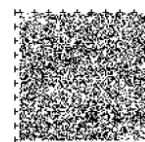
※このファックスは聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファックスを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等は、提出できません。

市県民税

税務課 市民税係

電話 0948-22-5500(内 1058)ファックス 0948-21-2066

メールアドレス zeimu@city.iizuka.lg.jp



9 自動車税・軽自動車税の減免

下表に示す障がい者本人または同一生計者が運転し、もっぱら障がい者のために使用する自動車について、減免されます。減免を受けられるのは、障がい者ひとりにつき1台です。

必要書類等については、下記へおたずねください。

●普通自動車

申請は随時受け付けており、年度の途中で要件該当となった場合は、その翌月から月割した額が減免されます。ただし、前年度以前の自動車税の減免申請をすることはできません。

【問い合わせ先】 飯塚・直方県税事務所

電話 0948-21-4922 ファックス 0948-23-3806

メールアドレス iizukanoogata-pt@pref.fukuoka.lg.jp

●軽自動車

申請受付期間は毎年5月1日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)から軽自動車税の納期限の5月末日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までです。

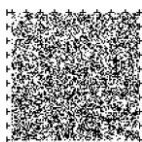
【問い合わせ先】 税務課 市民税係

電話 0948-22-5500(内1060) ファックス 0948-21-2066

メールアドレス zeimu@city.iizuka.lg.jp

【対象】

障がいの区分		障がい等級	備考
身体障がい	視覚障がい	1級～3級、4級の一部	家族が運転する場合 左表のうち、次の障がいは除かれます。
	聴覚障がい	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声・言語・そしゃく機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	下肢不自由 5級・6級
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	脳原性運動機能障がい	上肢機能1級・2級 移動機能1級～6級	体幹不自由 5級 脳原性運動機能障がい 5級・6級
	心臓機能障がい	1級・3級	
	呼吸器機能障がい	1級・3級	
	じん臓機能障がい	1級・3級	
	直腸・ぼうこう機能障がい	1級・3級	
	小腸機能障がい	1級・3級	
	免疫機能障がい	1級～3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
知的障がい		療育手帳B1以上	
精神障がい		1級	



医療費

医療費

1 重度障がい者医療費支給制度

重度障がい者の保険等による医療費の自己負担分を助成する制度です。65 歳以上の方は後期高齢者医療制度の適用を受けていないと対象になりません。

※本人及び家族の所得状況により、医療費の助成を受けられない場合もあります。

[対象者]

1～4 のいずれかに該当する小学校就学後の重度障がい者

1	身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人
2	知的障がいの状態が知能指数35以下の人 ・療育手帳「A」の人 ・国民年金法による障害基礎年金1級の受給者で傷病名が知的障がいまたは精神遅滞の人 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当1級の受給者で傷病名が知的障がいまたは精神遅滞の人 ・児童相談所または障がい者更生相談所の判定書が「重度」の人
3	身体障がい者手帳3級の交付を受けている人で、知能指数36以上50以下の人(療育手帳A3)
4	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

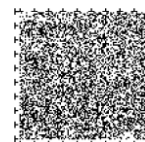
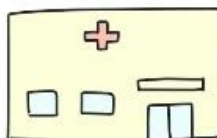
[申請に必要なもの]

- (1)健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの
- (2)障がい者手帳
- (3)マイナンバー等

[問い合わせ先] 医療保険課

電話 0948-22-5500(内 1033・1034) ファックス 0948-25-0560

メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp



2 後期高齢者医療制度の適用

障がい者手帳をお持ちの方のうち、次の方は 65 歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度の被保険者と「なる」か「ならない」かは選択することができます。一人ひとり状況が違いますので、下記までお問合せください。適用は申請を行った日からとなります。

【対象者】

1	身体障がい者手帳1級～3級の交付を受けている人
2	身体障がい者手帳4級の交付を受けている人のうち ・音声機能又は言語障がいにより該当する人 ・下肢障がいの1号、3号、4号のいずれかに該当する人
3	療育手帳Aの交付を受けている人
4	精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている人
5	国民年金法による障害年金1級又は2級に該当する人

【申請に必要なもの】

- (1)健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの
- (2)障がいの程度を証明するもの(障がい者手帳など)
- (3)マイナンバー等
- (4)年金証書 ※上記【対象者】の5に該当する方のみ

【問い合わせ先】 医療保険課

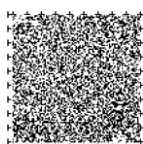
電話 0948-22-5500(内1033・1034) ファックス 0948-25-0560
メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

3 難病医療費助成制度

原因が不明で治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち厚生労働省が定める指定難病について、医療費の一部を公費で助成する制度です。詳しくは下記までおたずねください。

【問い合わせ先】 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係

飯塚市新立岩 8-1
電話 0948-21-4815 ファックス 0948-24-0186
メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp



自立支援医療

県が指定する医療機関で受けた医療費の一部を公費で負担する制度です。更生医療、育成医療、精神通院医療の３つの制度があり、事前に申請していただく必要があります。

1 更生医療

障がいの軽減や日常生活能力、社会生活能力、または職業能力の回復等を目的とした医療制度です。医療機関は指定されています。

【対象者】

満 18 歳以上で身体障がい者手帳の交付を受けている人

※該当する医療の内容は、おおむね次のとおりです。

肢体不自由	変形、麻痺、運動失調等に関する手術や手術に伴うリハビリ
視覚障がい	白内障手術、角膜移植手術等
聴覚障がい	人工内耳植え込み術等
音声・言語・そしゃく機能障がい	口唇・口蓋形成術等
心臓機能障がい	手術とそれに伴う医療。ただし、該当しない手術もあります。
腎臓機能障がい	血液透析、CAPD、腎移植術とそれに伴う医療等
肝臓機能障がい	肝移植術とそれに伴う医療等
小腸機能障がい	小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法及びこれに伴う医療等
免疫機能障がい	抗HIV療法等

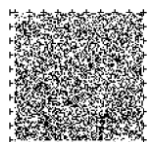
【申請に必要なもの】

(1)意見書 (2)身体障がい者手帳 (3)印かん (4)健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの(5)特定疾病療養受療証 ※お持ちの方のみ (6)マイナンバー等 (7)障害年金・遺族年金等非課税収入がある場合、直近 1 年間の収入の分かるもの(振り込み通知のはがき又は年金が振り込まれている通帳)

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



2 育成医療

18歳未満の児童を対象とした、障がいの進行の予防や、障がいの軽減を目的とする医療制度です。医療機関は指定されています。

【対象者】

障がいを持つ児童又は現在かかっている疾患を放置すると、将来一定の障がいを残すと認められる児童であって確実な治療効果が期待できる人
該当する疾病は次のとおりです。

1	肢体不自由
2	視覚障がい
3	聴覚・平衡機能障がい
4	音声・言語・そしゃく機能障がい
5	心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能障がい
6	その他の内臓障がい。呼吸機能・直腸機能・その他の先天性内臓疾患等
7	免疫機能障がい

【申請に必要なもの】

(1)意見書 (2)印かん (3)健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの※児童と保護者の両方 (4)マイナンバー等(5)保護者に障害年金・遺族年金等非課税収入がある場合、直近1年間の収入の分かるもの(振り込み通知のはがき又は年金が振り込まれている通帳)

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

3 精神通院医療

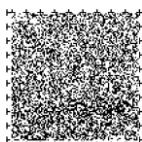
精神障がいのデイ・ケア、訪問看護を含む通院医療を受ける場合に費用の一部を助成する制度です。医療機関は指定されています。

【対象者】 統合失調症、うつ病などの気分障がいやその他の精神疾患を有する人

【申請に必要なもの】

(1)診断書 (2)印かん (3)健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等、資格の確認ができるもの(4)マイナンバー等 (5)障害年金・遺族年金等非課税収入がある場合、直近1年間の収入の分かるもの(振り込み通知のはがき又は年金が振り込まれている通帳)

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



4 自立支援医療費の自己負担

原則として1割が自己負担となります。ただし、利用者負担が過大にならないよう、所得に応じて1月当たりの自己負担額の上限が決められています。費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない重度かつ継続者、育成医療の中間所得者については、軽減措置が実施されています。

なお、更生医療・育成医療の入院時の食事相当額については、原則自己負担となります。

〔医療費の負担上限額〕

区分	対象となる世帯 ※同じ医療保険に加入している 家族を世帯とします。	上限額(月額)				
生活保護	生活保護世帯の人	自己負担なし				
低所得1	住民税非課税世帯で、障がい者の年収が80万円以下の人 ※18歳未満の方、保護者の年収が80万円以下の人	2,500円				
低所得2	住民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	5,000円				
中間所得1	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が3万3千円未満の人	医療保険の自己負担 限度額	育成医療の経過措置	5,000円	重度かつ継続	5,000円
中間所得2	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満の人			10,000円		10,000円
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が23万5千円以上の人			自立支援医療費支給の対象外		20,000円(経過措置)

〔重度かつ継続の範囲〕

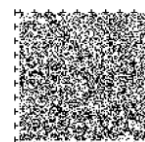
○疾病、症状等から対象となる人

〔精神通院〕 ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、依存症等の薬物関連障がいの人

②精神医療に3年以上の経験を有する医師が判断した人

〔更生・育成〕 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・移植後の抗免疫療法を必要とする肝臓機能障がい又は心臓機能障がい

〔問い合わせ先〕 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



障がい福祉サービス等

1 障がい福祉サービス

難病の方を含む障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援するためのサービスです。

- 介護給付
生活上または療養上の必要な介護を行います。
利用するためには障がい支援区分の認定を受ける必要があります。
- 訓練等給付
身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

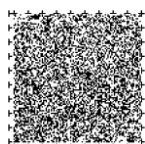
【障がい福祉サービスの内容】

在宅で介護を受けたり、通所して利用するサービスと施設に入所して利用するサービスがあります。入所施設でのサービスは 24 時間を通じた施設での生活から、地域の人々と交わる暮らしへ転換していくため、日中活動と居住支援に分けられます。

○ 訪問系サービス

在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいがある方に、外出時の移動、代筆や代読を含む視覚情報支援などを行います。
	重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。



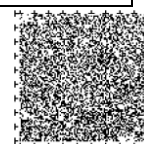
○ 日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気になった場合等に、短期間、施設へ入所できます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

○ 居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスの提供を行います。

サービスの名称		内 容
共同生活援助 (グループホーム)	介護サービス 包括型	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介助などが受けられます。
	外部サービス 利用型	日常的に必要な相談・援助を行い、介護の提供を必要とする場合は、外部の居宅介護事業所等が行います。
施設入所支援		施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介助などをします。
自立生活援助		障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある方や精神障がいのある方などについて、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。



【費用負担】

原則として 1 割が自己負担となります。ただし、本人及び配偶者、障がい児の場合は世帯全員が生活保護世帯もしくは非課税世帯の場合は無料です。

また、同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する方が複数いる場合は、合算した額が上限額を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給されます。

○ 居住系サービスを利用するとき

生活保護・低所得の方は申請をする事により、施設入所支援においては食費等の補足給付があり、共同生活援助(グループホーム)においては、月額 1 万円を上限とした家賃補助があります。

【介護保険制度の優先的な適用について】

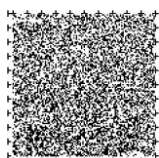
65 歳以上の障がい者または 40 歳以上の障がい者で、その障がい加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する脳疾患及び糖尿病等の特定疾患による場合は、原則として、障がい福祉サービスと介護保険サービスとで共通するサービス利用については、介護保険サービスでの利用が優先となります。なお、介護保険でのサービス利用は要介護認定申請等が必要です。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 障がい児通所支援

心身に障がいのある児童が施設などへ通所するためのサービスです。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援と併せて治療を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために、外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障がい児が、集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。



【費用負担】

原則として費用の 1 割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護世帯もしくは非課税世帯の場合は無料です。

また、所得に応じて負担する月額の上限設定がされるとともに、負担を軽減する制度があります。

【利用者負担の軽減】

○多子軽減措置

児童発達支援を利用しているお子さんと同じ世帯に兄もしくは姉がいる場合、所得状況や兄もしくは姉の年齢によって利用者負担額が軽減される場合があります。

対象となる場合、児童発達支援を利用しているお子さんが

・第 2 子の場合：費用の 0.5 割と負担上限月額を比較して低い方

・第 3 子以降の場合：無料

となります。

○無償化

満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間は、児童発達支援等の利用者負担が無償化となります。

○高額障がい児通所給付費

同じ世帯に障がい児通所支援を利用するお子さんが複数いる場合、それぞれ、かかった費用を合算した額が世帯の月額上限額を超えた分が高額障がい児通所給付費として支給されます。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

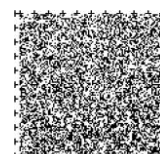
3 福祉サービスに関する苦情解決事業

福祉施設・事業所や在宅等で提供される福祉サービスに関する苦情の解決を図る事業です。
対象者は、現在福祉サービスを利用している方やその家族の方、契約内容を把握されている方等です。

福祉サービス利用時の苦情について、事業所と話し合いで解決しない場合は、ご相談ください。相談は無料です。

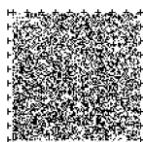
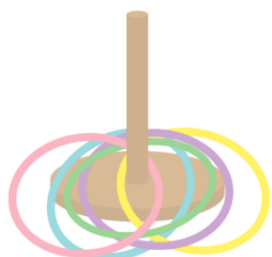
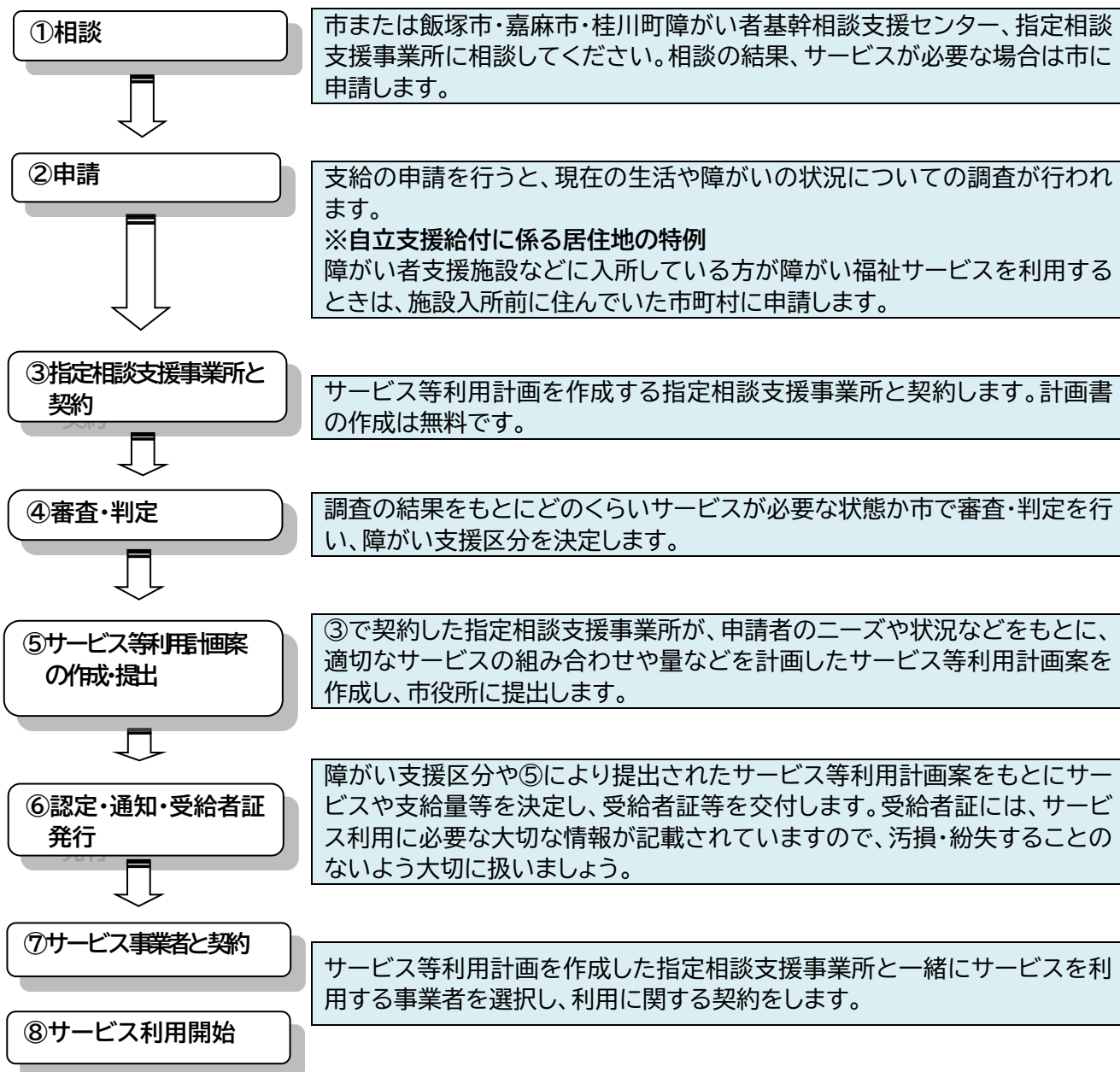
※内容に応じて他の機関をご案内することがあります。

【問い合わせ先】 福岡県運営適正化委員会 事務局
電話 092-915-3511
毎週月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時(祝日及び年末年始を除く)



4 利用までの流れ

申請からサービスを利用するまでの流れは次のとおりです。みなさんに必要なサービスを提供できるように市や指定相談支援事業所(4、5 ページ参照)がお手伝いします。



在宅生活支援

在宅生活に必要な環境整備

1 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理などを行っています。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要となります。必ず購入や修理の前にご相談ください。

[対象者]

身体障がい者手帳の交付を受けている人及び難病の人

[費用負担]

原則 1 割負担。ただし、所得等に応じて上限が定められています。

[申請に必要なもの]

(1)意見書・処方せん (2)見積書 (3)身体障がい者手帳等 (4)印かん
(5)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

[補装具一覧]

障がい種別	補装具の種目
視覚障がい	義眼・眼鏡・視覚障がい者安全つえ
聴覚障がい	補聴器(人工内耳については修理のみ)
音声・言語機能障がい	意思伝達装置 (重度の両上下肢及び音声、言語機能に障がいがあるもの)
肢体不自由	義肢・装具・歩行補助杖・車椅子・歩行器・電動車椅子・姿勢保持装置等

※ただし、障がい程度等や所得に応じて交付の制限があります。

※介護保険対象の方については、介護保険の福祉用具と共通する車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ・歩行器などの補装具を希望する場合、原則として、介護保険による福祉用具貸与が優先します。また、労働者災害補償保険法等の他の制度で補装具の給付等が受けられる場合は、利用できません。

※リハビリ目的での補装具の交付はできません。

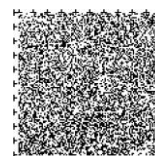
福岡県障がい者更生相談所による巡回相談

障がい者更生相談所と市の共催で補装具に関する巡回相談を年 1 回実施し、交付・修理などの相談に応じています。必ず事前の申し込みが必要です。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



2 日常生活用具の給付

難病の方を含む障がい者・障がい児に対し、日常生活を容易にするために用具の給付を行っています。給付を受けるためには、事前申請が必要となります。

【対象者】

身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を受けている人及び難病の人

【費用負担】

原則 1 割負担。ただし、所得等に応じて上限が定められています。

なお、高額障がい福祉サービス費は除かれます。

【申請に必要なもの】

- (1)身体障がい者手帳または療育手帳等 (2)印かん (3)カタログ・見積書
(4)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

【日常生活用具一覧】

障がい種別	用具の種目
視覚障がい	ポータブルレコーダー・視覚障がい者用時計・音声式体温計・体重計・点字タイプライター・電磁調理器・点字図書・拡大読書器・歩行時間延長信号機用小型送信機・活字文書読上げ装置・点字ディスプレイ・点字器・情報、通信支援用具・暗所視支援眼鏡 ※点字ディスプレイは、視覚障がいと聴覚障がいを有する方が対象です。
聴覚障がい	屋内信号装置・通信装置・情報受信装置・点字ディスプレイ ※点字ディスプレイは、視覚障がいと聴覚障がいを有する方が対象です。
音声・言語障がい	携帯用会話補助装置・人工喉頭・通信装置
肢体不自由	便器・特殊便器・特殊マット・特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・入浴補助用具・移動用リフト・居宅生活動作補助用具・移動移乗支援用具・T字状、棒状のつえ・収尿器・頭部保護帽・情報、通信支援用具・訓練いす・訓練ベット ※訓練いす、訓練ベットは障がい児のみが対象です。 ※介護保険の福祉用具貸与が優先となる場合があります。 ※居宅生活動作補助用具については P39 参照
内部障がい	透析液加温器・ネブライザー・たん吸引器・ストーマ装具(消化器系・尿路系)等の排泄管理支援用具
その他(身体障がい)	酸素ボンベ運搬車・火災警報器・自動消火器・パルスオキシメーター
知的障がい	頭部保護帽

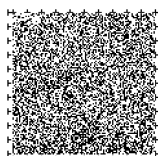
※用具の種目別に等級(障がい部位ごと)などによる制限、所得に応じて給付の制限があります。

【問い合わせ先】

社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患児に対して、日常生活の利便を図るために、日常生活用具の給付を行います。

[対象者]

1	国が定める小児慢性特定疾患児
2	在宅での療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される人
3	児童福祉法及び障害者総合支援法等の施策の対象とならない人

[費用負担]

本人及び生計中心者である世帯員の所得税額等に応じて費用負担があります。

[給付品目]

・便器 ・特殊マット ・特殊寝台 ・特殊尿器 ・特殊便器 ・体位変換器
・入浴補助用具 ・車いす ・歩行支援用具 ・電気式たん吸引器
・ネブライザー(吸入器) ・頭部保護帽 ・クールベスト ・紫外線カットクリーム
・パルスオキシメーター ・ストーマ装具(消化器系・尿路系) ・人工鼻

※用具によって条件や所得制限があります。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成しています。助成を受けるためには、事前申請が必要です。

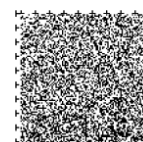
[対象者]

1	飯塚市内に住所を有する方
2	18歳未満の方(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)
3	原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者の手帳の交付対象とならない方

[費用負担]

補聴器購入費の3分の1負担。補聴器の種類・所得等に応じて上限額が定められています。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 住宅改造助成事業、居宅生活動作補助用具(住宅改修)

(1)住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者がいる世帯に対し、住宅を生活しやすいよう改造する費用の一部を助成する事業で、維持補修は除きます。申請前に着手又は完了している改造は対象となりません。

[対象者]

1	身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている人、並びにそれ以外の身体障がい者の方で車いす等の交付を受けている人
2	療育手帳Aの交付を受けている人及び療育手帳の交付を受けていないが、障がいの程度がAと同等と認められる人
3	療育手帳の交付を受けていないが、知能指数50以下と認められ、かつ身体障がい者手帳の3級に該当する重複障がいのある人

[助成額]

世帯の生計中心者の住民税及び所得税課税年額が非課税の世帯で、1件30万円を限度とします。

(2)居宅生活動作補助用具(住宅改修)

[対象者]

1	下肢・体幹機能障がい又は乳幼児以前の運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する人であって、身体障がい者手帳3級以上(特殊便器への取替は上肢身体障がい者手帳2級以上)
2	下肢又は体幹機能障がいのある難病患者等

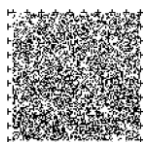
[助成額]

原則1割負担で、1件20万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

- (1)見積書
 - (2)平面図及び改造を要する部分の写真
 - (3)身体障がい者手帳、療育手帳
 - (4)その他 ※借家の場合は住宅改造承諾書が必要です。
- ※工事完了前・完了後に、現地確認をさせていただきます。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



6 市営住宅への入居

市営住宅には、一般向け住宅と特定目的住宅があり、特定目的住宅には身体障がい者向けの住宅もあります。

市営住宅の入居は年に4回公募を行い公開抽選で決定します。通常、一般向け住宅に入居するには同居の親族(福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)がいることや収入基準等の要件を満たしていなければなりません。次の手帳をお持ちの方については、単身での申し込みもできます。

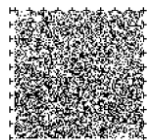
- (1)1～4級の身体障がい者手帳
- (2)1～3級の精神障がい者保健福祉手帳
- (3)(2)の等級に相当する療育手帳

また、収入要件も緩和されます。

ただし、常に介護が必要な方で、自宅で介護を受けることができない、又は受けることが困難な場合は単身での入居はできません。

※身体障がい者向け住宅は単身での入居はできません。

【問い合わせ先】 住宅課 管理係
電話 0948-22-5500(内 1523) ファックス 0948-22-6271
メールアドレス jyuutaku@city.iizuka.lg.jp



在宅生活を支援するサービス

1 移動支援事業

屋外での移動が困難な、難病の方を含む障がい者・障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

※通年かつ長期にわたる外出となる通院、通園、通所、通学、習い事等の送迎は対象とはなりません。

【対象者】

- (1)このサービスによる支援の必要性が認められる、障がい支援区分 1 以上の障がい者・障がい児
- (2)同行援護の利用要件を満たさない人

【費用負担】

原則、費用の 1 割負担。ただし、移動時の交通費等は実費で利用者負担となります。

【申請に必要なもの】

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
- (2)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な、難病の方を含む障がい者・障がい児に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者・障がい児を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図ります。

【対象者】

このサービスによる支援の必要性が認められる、障がい支援区分 1 以上の障がい者・障がい児

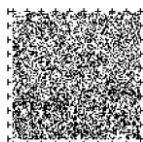
【費用負担】

原則、費用の 1 割負担

【申請に必要なもの】

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
- (2)マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業です。

【対象者】

- (1) 重度訪問介護利用者若しくはそれに準ずる人
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない人
- (3) 学修の意欲があり、適切に単位を習得する人

【対象となる学校】

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校で、以下の要件を満たす学校。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会や、障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

【費用負担】 原則、費用の 1 割負担

- 【申請に必要なもの】** (1) 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等
(2) マイナンバー等 ※対象者が 18 歳未満の場合、対象者と保護者のもの

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

4 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の保護者等が休息時間等の確保を目的として健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を利用した場合にその費用を助成する事業です。

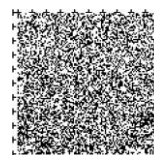
【対象者】

- (1) 在宅で、同居する者による看護及び介護を受けて生活している人
- (2) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている人
- (3) 訪問看護により医療的ケアを受けている人
- (4) 次のいずれかに該当する人
 - ア 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある人
 - イ 障がい福祉サービスに係る短期入所の医療型の支給決定を受けている人

【費用負担】 原則、費用の 1 割負担
費用については 0.5 時間につき 3,750 円が上限

【申請方法】 利用しようとする指定訪問看護ステーションを経由して、申請書を提出してください。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者に対し、訪問による入浴サービスを提供することにより、利用者の自立と生活の質の確保を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

【対象者】

日中活動系サービスを利用できず、浴室での入浴が困難な在宅の重度障がい者

【費用負担】

原則、費用の1割負担

【申請に必要なもの】

- (1)診断書 (2)身体障がい者手帳 (3)印かん
- (4)マイナンバー等 ※対象者が18歳未満の場合、対象者と保護者のもの

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

6 配食サービス事業

調理が困難な在宅の重度障がい者等に給食を配達する事業です。配食は、夕食のみとなります。配食を希望される場合は、事前の申請が必要です。

【対象者】

重度障がいのため調理困難であり、調理をできる家族等がいない人

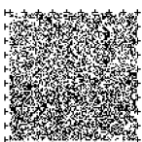
【費用負担】

1食あたり420円

【申請に必要なもの】

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



7 訪問理美容サービス事業

重度の障がいのため外出困難で、理美容店を利用することができない方に対して訪問理髪を行い、その料金の一部を助成する事業です。訪問理美容サービスを希望される場合は、事前の申請が必要になります。

【対象者】 1～3 のいずれかに該当する人

1	身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人。ただし、聴覚障がい者を除きます。
2	療育手帳Aの交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている人

【費用負担】

訪問サービス料を助成します。利用者は理髪料のみお支払いください。

【申請に必要なもの】

(1)身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

8 緊急通報システム

重度身体障がい者の緊急事態発生時における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するための通報システムです。

【対象者】 次のいずれかに該当する人で、緊急時において連絡手段の確保が困難な人

1	重度障がい者で、ひとり暮らしの人
2	重度障がい者のみで構成される世帯の人

【費用負担】

世帯の生計中心者の収入に応じて費用負担があります。

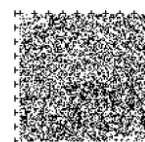
【申請に必要なもの】

(1)身体障がい者手帳 (2)印かん

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



9 身体障がい者福祉電話

外出困難な在宅の重度身体障がい者のコミュニケーション及び緊急時における連絡手段を確保するための電話を設置する制度です。

【対象者】 市民税非課税世帯の障がい者で次のすべてに該当する人

1	携帯電話を含む、電話を所有していない人
2	外出困難な、身体障がい者手帳1・2級の重度身体障がい者(満18歳以上)
3	コミュニケーション及び緊急時における連絡の手段として、電話設置の必要性があると認められる人

【費用負担】

基本料金の半額と通話料金等

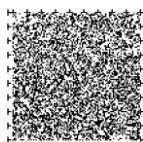
【申請に必要なもの】

(1)身体障がい者手帳 (2)印かん

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



生活の中での各割引・支援

交通機関の割引

運賃割引の対象となる障がい者は障がいの等級等により、第1種・第2種に区分され、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

〔第1種・第2種の区分〕

身体障がい者	第1種	視覚障がい1級～3級及び4級の一部 聴覚障がい2級及び3級 肢体不自由1級、2級及び3級の一部 心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸機能障がい1級、3級及び4級 ぼうこう・直腸機能障がい1級及び3級 免疫機能障がい1級～4級
	第2種	第1種身体障がい者以外の身体障がい者の中で条件を満たす人
知的障がい者	第1種	療育手帳A1、A2
	第2種	療育手帳B1、B2
精神障がい者	第1種	精神障がい者保健福祉手帳 1 級
	第2種	精神障がい者保健福祉手帳 2 級、3 級

※割引を適用するためには、手帳に第1種または第2種の記載証明が必要です。記載証明がない場合、手帳では割引を適用することはできません。

1 JR鉄道運賃の割引

(1) 第1種 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
割引対象		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
			本人	介護者		本人	介護者
JR	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割
	普通回数乗車券	—	5割	5割	—	5割	5割
	定期乗車券	—	—	5割	—	5割	5割
	普通急行券	—	5割	5割	—	5割	5割



(2) 第2種 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
割引対象		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
			本人	介護者		本人	介護者
JR	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	—	—	5割 ※片道 101 km以上	—	—
	普通回数 乗車券	—	—	—	—	—	—
	定期乗車券	—	—	5割	—	—	—
	普通急行券	—	—	—	—	—	—

※ 乗車券購入時に、窓口で手帳を呈示してください。

※ 第1種の障がい者(大人)が、介護者(大人)同伴で100km以下の区間を乗車する場合は、券売機で小児の普通乗車券を購入し利用することができます。その際は、改札口で係員に手帳と乗車券を呈示してください。

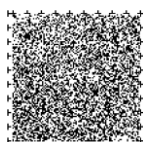
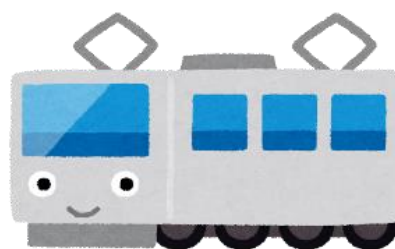
※ 障がい者1人につき、1人の介護者をつけることができます。

※ 介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入・使用する場合のみ有効です。

※ 通学定期乗車券を利用する場合は、大学生用の5割引となります。

※ 介護者の定期乗車券は、介護者が通学定期乗車券の資格者であっても通勤定期乗車券の発売となります。

【問い合わせ先】 JR九州案内センター
電話 0570-04-1717



2 西鉄バス・鉄道運賃の割引

乗車券などを購入または料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引されます。

(1) 第 1 種の身体障がい者手帳・療育手帳、1 級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割
	nimoca	5割	5割	5割	5割
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割

(2) 第 2 種の身体障がい者手帳・療育手帳、2・3 級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
割引対象		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	5割	—
	nimoca	5割	—	5割	—
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	—	—

※障がい者 1 名に対して、1 名の介護者をつけることができます。

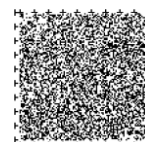
※介護者は、障がい者本人と、乗車券の種類、区間、通用期間が同一であり、同時に使用しない限り割引の適用は行いません。介護者が単独で割引定期券は使用できません。

※障がい者用のニモカカードには、有効期限があります。有効期限は次回の誕生日で、初回に限り次々回の誕生日までとなります。

※グランドパス 65 は適用外となります。

【問い合わせ先】 西鉄飯塚バスターミナル

電話 0948-22-3001 ファックス 0948-22-4866



3 飯塚市予約乗合タクシー(路線ワゴンを含む)・エリアワゴン・コミュニティバス運賃の割引

料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳または障がい者手帳アプリ(ミライロID)を提示すると、割引されます(路線ワゴン、エリアワゴンを除く)。

障がい者の介護者も割引の対象となります(コミュニティバス宮若・飯塚線を除く)。

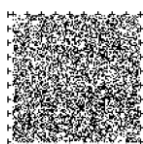
種別		通常運賃	割引後の運賃	
			本人	介護者
予約乗合タクシー		300 円	200 円 (100 円割引)	200 円 (100 円割引)
路線ワゴン		100 円	100 円 (割引なし)	無料 (100 円割引)
エリアワゴン		100 円	100 円 (割引なし)	無料 (100 円割引)
コミュニティバス	筑穂・高田線	200 円	100 円 (100 円割引)	100 円 (100 円割引)
	宮若・飯塚線	距離制運賃	5 割 (半額による端数の 5 円は 10 円に切り上げ)	—

★運行内容や利用方法については、「令和 7 年度版 利用ガイド」をご覧ください。

◎障がい者 1 名に対して、1 名の介護者をつけることができます。

◎介護者については、障がい者本人と同時に同一の乗車区間でご利用いただく場合に、割引を適用します。

【問い合わせ先】 地域公共交通対策課
電話 0948-96-8451 ファックス 0948-22-5526
メールアドレス chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp



4 有料道路の通行料金割引

障がい者・障がい児が運転または乗車して有料道路を通行する場合、通行料金が割引されます。有効期間があり、更新や自動車の変更の際も新規申請時と同様の書類が必要となります。

【対象者】

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合
2	第1種身体障がい者手帳、または療育手帳 A の交付を受けている人が介護者の運転する車に乗車する場合 ※第2種身体障がい者手帳の交付を受けている人は、本人が運転する場合のみ、対象となります。

※自動車の所有者

- ① 障がい者本人が運転する場合は本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ② 介護者が運転する場合で①に該当する人が自動車を所有していないときは、障がい者本人を日常的に介護している人

【割引率】 50%

【対象自動車の範囲】

登録できる自動車は障がい者 1 人につき 1 台。ただし、事前に登録した車両以外（親族・知人等の自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど）についても、料金所で障がい者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳（身体1種・2種、療育1種）等を提示した場合は割引対象とされます。また、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請が導入されます。オンライン申請については下記までお問合せください。

【申請に必要なもの】

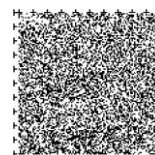
項 目	必要書類等
ETC を利用しない場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証
ETC を利用する場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 車検証（所有者と使用者がわかるもの） ③ 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証 ④ ETC カード ※障がい者本人名義、未成年（18 歳未満）の場合は親権者名義可 ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

【問い合わせ先】

NEXCO西日本お客さまセンター（24 時間） 電話 0120-924-863（フリーダイヤル）
06-6876-9031（通話料有料）

有料道路 ETC 割引登録係 電話 045-477-1233（受付時間：平日 9 時～17 時）
ファックス 045-474-1110

社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5507
障がい者福祉係 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 国内線航空運賃の割引

航空券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割り引かれます。ただし、航空会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される航空会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 各国内航空会社航空券販売窓口

6 船舶運賃の割引

乗船券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割り引かれる場合があります。ただし、船舶会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される船舶会社にお問い合わせください。

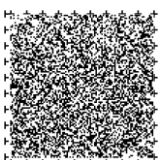
【問い合わせ先】 各船舶会社

7 タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示(※乗務員に手帳の顔写真を提示し、本人確認)すると、割り引かれます。なお、割引は各タクシー会社が負担しているものであり、全てのタクシーにおいて割引制度を実施しているわけではありませんので、乗車する際にご確認ください。

【割引率】 メーター額の10%

【問い合わせ先】 各タクシー会社



8 福祉タクシー利用券

在宅の重度の障がい者・障がい児がタクシーを利用する際のタクシーの基本料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。利用券交付には毎年、事前申請が必要です。

【対象者】

市民税非課税世帯の在宅障がい者・障がい児のうち、次のいずれかに該当する人。ただし、入院・入所等は含みません。

1	身体障がい者手帳1級の交付を受けている人
2	視覚、下肢、体幹の障がい身体障がい者手帳2級の交付を受けている人 ※総合等級が2級であっても、視覚、下肢、体幹障がい単独で2級なければ対象者には含まれません。
3	療育手帳Aの交付を受けている人
4	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
5	人工透析による治療を受けている人。ただし、医療機関からの通院証明書が必要です。

※ 施設や病院に入所又は入院している方は対象外です。

【助成額】

福祉タクシー利用券 1 枚につき、小型タクシーの基本料金を助成

福祉タクシー利用券の交付枚数は月 4 枚とし、年間 1 人最大 48 枚交付可能です。

【申請に必要なもの】

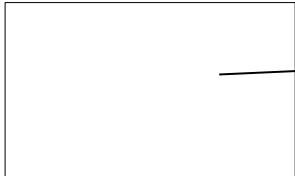
- (1)身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳
- (2)印かん

【利用方法】

福祉タクシー利用券に利用日、氏名を記入し、乗務員に提出

※1 回の利用につき 1 枚提出

【記入例】

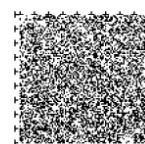
令和○年度 飯塚市福祉タクシー利用券 基本料金
小型車


△△□□さんが令和○年 4 月 1 日に利用する場合

利用年月日	RO年 4月 1日
氏名	△△ □□
タクシー会社名	※乗務員が記入※
乗務員氏名	※乗務員が記入※

【問い合わせ先】

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



自動車運転など

1 自動車運転免許取得事業

障がい者が普通一種運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	原則4級以上の身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の在宅の人
2	過去に免許取消等の処分を受けてない人
3	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

(1)身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

[問い合わせ先]

社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 自動車改造費助成事業

身体障がい者が仕事等のため、自らが所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。所得制限がありますので、必ず事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	上下肢または体幹機能の障がい、障がい者手帳の交付を受けている満18歳以上の人
2	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

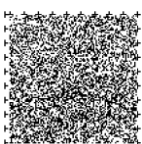
1件 10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

(1)改造見積書 (2)自動車の売買契約書の写し(自動車の購入と同時に改造する場合)
(3)運転免許証 (4)車体検査証 (5)身体障がい者手帳 (6)印かん

[問い合わせ先]

社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 市営駐車場障がい者割引

障がい者・障がい児が運転または同乗する自動車で市営駐車場を利用する際、駐車料金が割引かれます。

【対象者】

1	身体障がい者手帳1～3級の交付を受けている人。ただし、下肢障がいは4級まで対象です。
2	療育手帳 A の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている人

【割引額】

駐車料金のうち基本料金のみとなります。ただし、コミュニティセンター等との重複割引は受けられません。割増料金については、通常どおり負担してください。

(参考)割増料金…30分毎—100円(全駐車場)

駐車場名	割引料金	利用方法
飯塚立体駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	出口精算機のインターホンを押し、コールセンターを呼び出す。その後、備え付けのカメラに向かって手帳又はデジタル障がい者手帳を提示
飯塚文化会館 駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	駐車場管理人室の係員に手帳又はデジタル障がい者手帳と駐車券を提示、又はインターホンを押し係員が来たら、手帳又はデジタル障がい者手帳と駐車券を提示

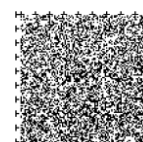
(注)手帳又はデジタル障がい者手帳の提示がない場合は、割引は受けられませんのでご注意ください。

【申請に必要なもの】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

【問い合わせ先】

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



4 ふくおか・まごころ駐車場

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象者の方には、ふくおか・まごころ駐車場の利用証を発行します。

【対象者】

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	4級以上
	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
	上肢不自由	2級以上
	下肢不自由	6級以上
	体幹不自由	5級以上
	運動機能障がい 上肢機能 移動機能	2級以上 6級以上
	内臓機能障がい	4級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
	免疫機能障がい	4級以上
	肝臓機能障がい	4級以上
療育手帳		A 判定
精神障がい者保健福祉手帳		1級
難病患者		特定疾患医療受給者 ※小児慢性特定疾病医療受給者を含む

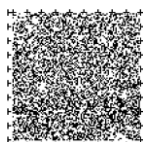
【申請に必要なもの】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

車いすを常時利用される方で自ら運転する方は、運転免許証も必要です。

※代理申請の場合は、代理申請者の身分証明証の提示が必要です。

【問い合わせ先】 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 総務企画課 総務係
飯塚市新立岩 8-1
電話 0948-21-4911 ファックス 0948-24-0186
メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp



5 身体障がい者等除外指定車標章(駐車禁止除外指定車標章)

この標章の交付を受け、車両の前面の見やすい箇所に掲出している車両は、駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除きます。

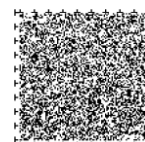
[対象者]

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	1級～3級、4級の1
	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1級、2級の1・2
	下肢不自由	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級
	運動機能障がい 上肢機能 移動機能	1級、2級 ※1上肢のみに運動障がいがある場合を除く。 1級～4級
	内臓機能障がい	1級・3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
	免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
	その他	歩行が困難なため、社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人
療育手帳		療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障がいの方
精神障がい者保健福祉手帳		1級

※現在、除外標章をお持ちの方は、その標章を持参してください。

※申請書類については、警察署または福岡県警ホームページで確認をお願いします。

【問い合わせ先】 飯塚警察署 交通課
電話・ファックス 0948-21-0110



通信料の割引

1 NHK放送受信料の割引

障がい者・障がい児がいる家庭の放送受信料が割引になります。

【対象者】

全額免除	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合
半額免除	① 世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けており、かつ放送受信料の契約者の場合 ② 世帯主が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳 A 判定、精神障がい者手帳1級の重度の障がい者であり、かつ放送受信料の契約者の場合

※受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。また一度免除になった場合でも、所得や世帯状況等(毎年8月頃に所得や世帯状況の調査があります)の変化により免除の対象外となる場合があります。

【申請に必要なもの】 (1)障がい者手帳 (2)印かん

【申請先】 社会・障がい者福祉課

【問い合わせ先】 NHK北九州放送局 受信料係
電話 093-591-5020 ファックス 093-591-5027

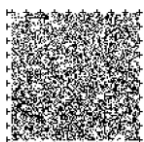
社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 携帯電話の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料と通話料等が減額される場合があります。

ただし、携帯電話会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される携帯電話会社にお問い合わせください。

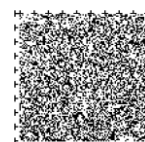
【問い合わせ先】 各携帯電話会社



3 郵便料金

区 分			重 量・料 金	備 考
通常郵便物	第四種郵便物	点字郵便物 特定録音物等郵便物	3kg以内:無料	特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便が指定する施設からの差し出しまたは施設あてに差し出されるものに限ります。
	第三種郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙	50g以内:8円 さらに 50g ごとに+3円、上限 1kg 以内	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるものに限ります。 ※差出しには事前の承認が必要です。
		その他のもの	50g以内:15 円 さらに 50g ごとに+5円、上限 1kg 以内	
ゆうパック		点字ゆうパック	サイズ 料金 60 100 円 80 210 円 100 320 円 120 420 円 140 520 円 160 630 円 170 730 円 ※重量は一律 30 kgまで	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックです。
		聴覚障がい者用ゆうパック		「聴覚障がい者用ビデオテープその他の録音物(DVD など)」を内容としたもので日本郵便が指定する施設と聴覚障がい者との間で発受するものに限ります。
青い鳥郵便葉書		対象(1)身体障がい者手帳1級または2級の重度の障がい者 (2)療育手帳にAまたは1度・2度と表記のある重度の知的障がい者 内容 対象者に年1回、通常葉書の無地、インクジェット、くぼみ入りまたは通常葉書胡蝶蘭の無地、インクジェットのいずれか20枚を無償で差し上げます。 手続 4月1日から5月31日までの受付期間に最寄りの郵便局で申込をしてください。 4月中旬頃の配布開始日以降に、日本郵便株式会社より配達されます。		

【問い合わせ先】 日本郵便株式会社 飯塚郵便局
電話 0948-22-7851 ファックス 0948-24-5699



4 NTT電話番号の無料案内「ふれあい案内」

[対象者]

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人で次のいずれかに該当する人 ① 視覚障がい者 1～6 級 ② 肢体不自由のうち、上肢機能障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの 1・2 級 ③ 聴覚障がい者 2 級・3 級・4 級・6 級(1 級・5 級はなし) ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい者 3 級・4 級(1 級・2 級はなし)
2	療育手帳の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人

[内容]

NTTの電話番号案内(104)を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と伝えて、お届けの電話番号、暗証番号を申し出るとNTT電話番号案内料が無料になります。ただし、事前に登録しておく必要があります。

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの 104 をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104 をダイヤルした場合が対象となります。

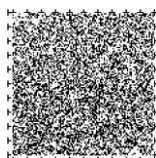
[申し込み・問い合わせ先] NTT 西日本 ふれあい案内担当

電話 0120-104-174(フリーダイヤル)

ファックス 0120-104-134(フリーダイヤル)

受付:午前 9 時～午後5時(土・日・祝、年末年始を除く)

※ファックスによるお問い合わせの際には、お客様のお名前、ファックス番号を用紙に記載し、送信してください。



情報保障

1 意思疎通支援者派遣事業(手話通訳者等派遣事業)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者とその他の方との意思疎通を支援するため、手話通訳者等を派遣します。

【対象者】

飯塚市内に居住する聴覚障がい者など

【派遣内容】

公的機関、教育、病院等の社会生活上必要な内容に対しての派遣

【費用負担】

原則無料。ただし、入場料、参加費に類する費用等は申請者負担となります。

【申請方法】

手話通訳者等派遣申請書を社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係に事前に提出またはファックスしてください。詳細はお尋ねください。

【問い合わせ先】

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 声の市報・点字による通知書

視覚障がいのある方への情報提供として、広報「いいづか」、各種お知らせ等をCD等による声の市報として発行しています。

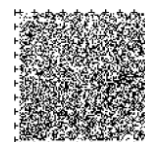
また、視覚障がいのある方への市役所からの通知等のお知らせは、点字表記で行っています。声の市報、点字表記を希望される方はご連絡ください。

【問い合わせ先】

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

※市指定のごみ袋の点字表示

「かん・びん用」、「不燃ごみ用」には印があります。表示のない袋は「可燃ごみ用」です。



その他

1 郵便等による不在者投票制度

選挙のときに投票所に行くことが困難な方は、郵便等により不在者投票をすることができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の申請が必要ですので、事前に選挙管理委員会にお尋ねください。

【対象者】

1	両下肢・体幹・移動機能障がい者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人
2	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい者手帳 1 級又は 3 級の交付を受けている人
3	免疫機能障がい者手帳 1 級から 3 級の交付を受けている人
4	肝臓機能障がい者手帳 1 級から 3 級の交付を受けている人

※上記のほか戦傷病者手帳をお持ちの方(障がいの程度による条件あり)、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の方についても郵便等により不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 飯塚市 選挙管理委員会
電話 0948-96-8240 ファックス 0948-21-2066
メールアドレス senkyo@city.iizuka.lg.jp

2 ふれあい収集

家庭のごみをごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯を対象に、戸別訪問してごみを収集する制度です。また、ごみが出ていない場合には、ひと声かけることによって、高齢者や障がいのある方の安否確認を行います。事前の申請が必要です。

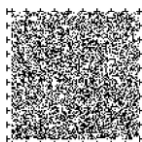
【対象者】

1	単身世帯で要介護認定を受けている高齢者の方
2	単身世帯で身体障がい者手帳等の交付を受けている方
3	その他、高齢者でごみステーションまで距離がある等、独力でごみを排出することが困難である方

※同居者がいる場合は、同居者全員が上記 1、2 または 3 に該当する必要があります。

※親族や地域の方、またはボランティア等によりごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。

【問い合わせ先】 環境対策課
電話 0948-22-5500(内 6450) 0948-22-7272(直通)
ファックス 0948-22-8191
メールアドレス k-taisaku@city.iizuka.lg.jp



権利擁護

1 成年後見制度

重度の知的障がい者、又は精神障がい者で、本人の保護のため必要と認めたときに、契約を補助したり代理で行うことによって、本人の権利とくらしを守る制度です。申請の支援、補助を実施しています。市では、親族による申立てが難しい場合の手続や申立てに要する経費などの支援を行っています。

法定後見制度
本人がすでに知的障がい・精神障がい等の状態にあって、判断能力が不十分である場合には、配偶者・二親等内の親族等から家庭裁判所に申立てを行い、審判によって後見人を選任してもらいます。
任意後見制度
公正証書により本人と後見人になる方との契約が必要です。自らの判断能力が十分なうちに将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ後見人を選任し、公証役場で契約を結びます。将来、本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に対し、任意後見監督選任の申立てが必要となります。

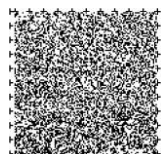
[成年後見制度の類型]

区分	対象者	家庭裁判所への 申立権者	援助者
法定後見	補助 重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の人	本人・配偶者・四親等内の親族 市町村長など	補助人
	保佐 日常生活に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の人		保佐人
	後見 日常生活に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人		成年後見人
任意後見	現在は、判断能力に問題ないが将来に備えたい人	(任意後見監督人選任申立てにつき)本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者	任意後見人

[問い合わせ先]

○親族による申立てが難しい場合などの手続きや経費の援助の支援については、
社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

○成年後見制度の内容や手続きに関することについては、
福岡家庭裁判所 飯塚支部 電話 0948-22-1383



雇用の促進

1 雇用の窓口

障がい者の就職や採用についてお困りの際は、まず飯塚公共職業安定所(ハローワーク飯塚)にご相談ください。

安定所には、専門職員や手話協力員が配置されており、個別対応による入念な職業相談が行われています。障がい者が求職申込をすると、一人ひとりに対応した就職の支援から就職後の定着支援までを行ってもらえます。

【問い合わせ先】 飯塚公共職業安定所 9 番窓口
電話 0948-24-8643 ファックス 0948-28-7625

2 就職援護

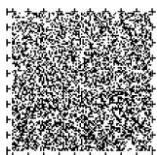
障がい者の就職援護については、次のような制度があります。

項目	内容
公共職業訓練	障がい者が必要な技能を習得することにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練です。訓練期間は3ヶ月から2年間まであります。
障がい者 トライアル雇用	原則3ヶ月(精神障がい者の場合は、原則6ヶ月)の試行雇用をすることで、その適正や能力を見極め、相互理解を深めながら継続雇用をめざす制度です。 トライアルを実施する事業主には、対象者1人につき最大で月額4万円(精神障がい者の場合は、最初の3ヶ月は最大8万円、4～6ヶ月目は最大4万円)が支給されます。
職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援	福岡障害者職業センターと連携して障がい者の職場定着・職場適応を促進するため、雇用事業主及び障がい者が職場における不安や不満を解消し、職場適応が図られるよう、職場適応援助者(ジョブコーチ)が一定期間職場に出向き、障がい者、事業主双方に対し支援する制度です。

【問い合わせ先】 飯塚公共職業安定所 9 番窓口
電話 0948-24-8643 ファックス 0948-28-7625



【ハローワーク飯塚 公式ホームページ】



3 福岡障害者職業能力開発校

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。

【科目】(令和 7 年度)募集人員 145 名

課程	科 名	募集人員	訓練期間	課程	科 名	募集人員	訓練期間
普通	3D-CAD科	20名	1年間	短期	流通ビジネス科	25名	1年間
	プログラム設計科	20名	2年間		流 通 ビ ジ ネ ス 科 音声パソコンコース	5名	
	商業デザイン科	20名	1年間		総合実務科	15 名	
	OA事務科	20名			職域開発科	10名	6か月間 (年 2 回)

※募集科等については、本校までお問い合わせください。

●対象となる人(下記の1から3の要件に該当する方)

- 1 普通課程の科は高等学校卒業程度又はこれと同等の学力を有する 18 歳以上の方。短期課程の科は義務教育修了者又はこれと同等の学力を有する方。
- 2 公共職業安定所(ハローワーク)所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受講して関連職種への就職を希望し、訓練を受講する上で健康面と集団生活に支障のない方。
- 3 【3D-CAD科・プログラム設計科・商業デザイン科・OA事務科・流通ビジネス科を希望される方】
・身体障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方(手帳の有無を問いません)

【流通ビジネス科 音声パソコンコースを希望される方】

・視覚障がいのある方(手帳の有無を問いません)

【総合実務科を希望される方】

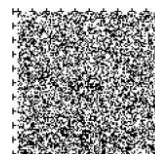
- ・療育手帳を取得されている方、又は選考日前日までに手帳を取得できる方
- ・児童相談所、障がい者更生相談所、障害者職業センター等で知的障がいのある方と認める判定書を提出できる方
- ・支援者の協力が必要なため、支援者(保護者含む)がいる方。入寮生は、生活・就業訓練のため休校日前日から帰省できる方

【職域開発科を希望される方】

- ・精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方(手帳の有無を問いません)
- ・作業系訓練に支障のない方
- ・毎日通校できる方(通校も訓練と位置付けており、入寮は出来ません)

●その他

- ・通校が困難な方には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす方は寮を利用できます。但し、入寮希望の方は「障がい診断書(本校様式)」で入寮の可否を判断します。

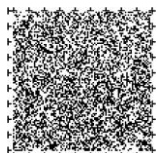


【問い合わせ先】 国立県営 福岡障害者職業能力開発校
北九州市若松区大字蛸住 1728-1
電話 093-741-5431 ファックス 093-741-1340
ホームページ: <https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/>
メールアドレス shougaishanoukai@pref.fukuoka.lg.jp

4 福岡障害者職業センター

就職や職場定着を希望する障がいのある方に対して、職業相談や、職業上の得意不得意や障がいの特性を整理するための職業評価、センター内で作業体験・講習を行う職業準備支援、職場への適応を図るためのジョブコーチ支援等を行っています。また、うつ病等で休職中の方の職場復帰支援(リワーク支援)を行っています。

【問い合わせ先】 福岡障害者職業センター
福岡市中央区赤坂 1 丁目6-19 ワークプラザ赤坂5F
電話 092-752-5801 ファックス 092-752-5751
メールアドレス fukuoka-ctr@jeed.go.jp



社会参加の促進

スポーツ

1 飯塚国際車いすテニス大会

国際車いすテニス連盟公認のスーパーシリーズに格付けされており、「ジャパン・オープン」とも呼ばれています。国内だけでなく、外国からも多数の選手が参加している国際的な大会で、毎年4月から5月頃開催されています。

【問い合わせ先】 NPO法人 九州車いすテニス協会
電話 0948-25-7144 ファックス 0948-25-7520

2 福岡県障がい者スポーツ大会

障がい者の健康維持、体力の向上および社会参加の促進を目的とした福岡県障がい者スポーツ大会が開催されています。この大会は毎年、春に開催され、この大会の記録により、秋に行われる全国障害者スポーツ大会に福岡県代表として派遣されます。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

イベント

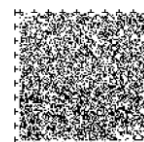
1 みんなの健幸・福祉のつどい

市民の相互理解と交流、健康保持、地域福祉活動の啓発を目的として、毎年10月に開催をしています。

関係団体等による、ステージ、バザー、展示・相談コーナー、各種測定など、年齢に関係なく楽しむことができ、健康づくりに役立てていただけるイベントです。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

飯塚市社会福祉協議会
電話 0948-24-4500 ファックス 0948-23-2262



2 ふれあいスクーリング

小学校から高校に在学する在宅の障がい児とボランティアとのふれあいを目的に夏休み期間中に開校しています。

コミュニケーションを重視した楽しい学習やレクリエーション活動を実施しており、毎年明るく元気な仲間がたくさん参加しています。

【対象者】

市内に居住する、小学校から高校に在学する障がい児

【会場】

サン・アビリティーズいいづか

【問い合わせ先】

サン・アビリティーズいいづか

電話・ファックス 0948-29-3087

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

＊ 一緒に参加していただくボランティアを募集しています。

3 療育キャンプ

在宅の障がい者・障がい児とその家族の福祉の向上のために、年1回実施しています。集団生活の楽しさや規則を守ることの大切さを学習でき、家族相互のふれあいを得ることのできるキャンプです。

【対象者】

飯塚市に居住する在宅の障がい者・障がい児で家族が同伴できる人

【問い合わせ先】

サン・アビリティーズいいづか

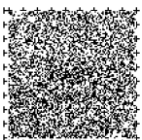
電話・ファックス 0948-29-3087

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

＊ 一緒に参加していただくボランティアを募集しています。



施設の紹介

1 サン・アビリティーズいいづか

障がい者の拠点施設として、障がい者福祉に関する各種事業、相談業務等を行っています。

【所在地】 飯塚市柏の森 956-4 飯塚市歴史資料館横

【施設の内容】 音楽室、和室、研修室、多目的室、体育館、プール(夏季のみ)他

【利用案内】

開館時間	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜・祝日は午後5時まで。
休館日	毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで
利用できる種目等	アーチェリー、卓球、盲人卓球、バレーボール、バトミントン、車いすバスケット、水泳(夏季のみ)、音楽、華道、カラオケ、レクリエーション、各種サークル活動等

※障がい者が利用される場合は無料で利用できます。

【障がい者日常生活訓練事業】 ①華道教室、②調理教室、③書道教室、④絵画教室

【問い合わせ先】 サン・アビリティーズいいづか
電話・ファックス 0948-29-3087

社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
電話 0948-22-5507 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 地域活動支援センター izumi(イズミ)

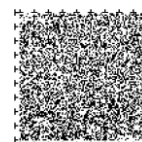
障がい者の日中活動の場として、スポーツやレクリエーション、書道、調理などの創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための活動を行っている施設です。見学は随時受け付けていますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【所在地】 飯塚市枝国 402-46

【開所時間】 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、祝日を除きます。

【問い合わせ先】 地域活動支援センター izumi(イズミ)
電話・ファックス 0948-52-3759

社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係
電話 0948-96-8235 ファックス 0948-21-635
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



団体の紹介

●飯塚市身体障害者福祉協会

団体の概要 飯塚市内に居住する身体障がい者の自立を支援し、会員相互の親睦や社会参加の促進を図る団体

主な活動内容 各種相談受付、交流イベントの開催、スポーツ振興など

加入対象者 身体障がい者及び本会の趣旨に賛同していただける方

年会費 下記までお問い合わせください。

定例会 年1回の総会、年6回程度の支部長会

問い合わせ先 飯塚市身体障害者福祉協会 会長 田才 義克 090-8221-0510

同事務局 重岡 実 0948-24-9332

飯塚市身体障害者福祉協会

身体に障がいがある人達が力を合わせて活動している団体です



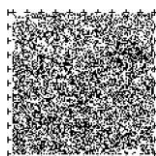
会員募集中!!

あなたも参加してみませんか？

【連絡先】事務局(TEL/FAX) 0948-24-9332



【パンフレット】



●飯塚市聴覚障害者協会(飯塚市ろう協会)

団 体 の 概 要 飯塚市内に居住する聴覚障がい者で、会員相互の交流や聴覚障がい者の福祉向上を図る団体

主な活動内容 社会参加を目的とした各種イベント等への参加、福祉向上を目的とした研修会等の実施

加 入 対 象 者 市内在住の聴覚障がい者

定 例 会 飯塚手話の会 毎週金曜日 午後 6 時 30 分～ サン・アビリティーズいづか

穂波手話の会 毎週月曜日 午後 7 時～ 穂波ふれあい会館

筑穂手話の会 毎週金曜日 午後 7 時 15 分～ 筑穂交流センター

問 い 合 わ せ 先 飯塚市聴覚障害者協会 会長 清水 富江 FAX 0948-29-1222

●日本オストミー協会福岡県支部筑豊分会

団 体 の 概 要 人工肛門・人工膀胱などを造設したオストメイトの社会復帰と生活の質の向上を図る団体

主な活動内容 健康教室や相談会の実施、自治体等への陳情

加 入 対 象 者 人工肛門・人工膀胱造設者及びその家族と医療関係者

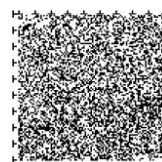
定 例 会 不定期開催

年 会 費 入会金 1,000 円 年会費 3,600 円

問 い 合 わ せ 先 公益社団法人 日本オストミー協会 福岡県支部

支部長 吉田 敏男 090-1196-2481

筑豊分会長 石橋 綾子 090-8403-5755



●パーキンソン病友の会(にこにこ会)

団体の概要 病気を患った人が、集い、新しい情報や苦労話を交換することによって、難病を克服し、楽しい人生を送りたいとするものです。

主な活動内容 定例会。お花見会、カラオケ、バスハイク、学習会など。

加入対象者 筑豊地区にお住いのパーキンソン病を患った人と介護者

年会費 一人 1,000 円

定例会 毎月第 2 水曜日 サン・アビリティーズいづか

(詳しくは、下記にお問い合わせください。)

問い合わせ先 山下 0948-42-2462 小林 0949-22-2508

●(公財)福岡県肢体不自由児協会

団体の概要 肢体不自由児の療育と社会参加に関する事業を行い、肢体不自由児の福祉の向上を目的とする団体

主な活動内容 手足の不自由な子どもを育てる運動(募金活動)、肢体不自由高校奨学生、早期訓練事業(手足のリハビリ等)、療育キャンプ事業(海のキャンプ・山のキャンプ)、肢体不自由児・者の美術展開催

対象者 肢体不自由児

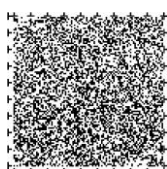
問い合わせ先 公益財団法人 福岡県肢体不自由児協会

電話・ファックス 092-584-5723

ホームページ <https://www.fcca-jp.com>



【ロゴマーク】



●飯塚市手をつなぐ親の会

団体の概要 ○知的障がい者(児)が、自分らしく幸せに生きていける権利を求め、保護者・家族・地域等が相互に理解・協力しあい、情報交換を通して当事者の自立支援を活動としている団体

○知的障がい者(児)が住みやすい街づくりのための具体的な要望を行政に届け、連携し、福祉の向上を求める活動を行っている。

主な活動内容 講習会、勉強会、研修旅行、福岡県大会など上部団体が主催する大会への参加、レクリエーション・スポーツ活動

加入対象者 知的障がい児(者)とその家族、活動に賛同していただける方

年会費 3,000 円(賛助会員は 1,000 円)

定例会 年 1 回の総会、年数回の定例役員会

問い合わせ先 飯塚市手をつなぐ親の会 会長 藤原 克美 0948-82-1787

【ホームページ QR コード】



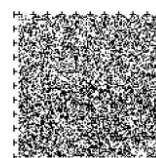
●ぽれぽれの会～障がいを考える会～

団体の概要 障がいのある子や発達が気にある子の保育・教育・療育、または家庭での過ごし方について情報を共有し、障がいのある人(子)の生活について話し合い、色々な活動を通じた交流により、保護者同士の精神的な負担を軽減する団体

主な活動内容 不定期の座談会、交流会や勉強会

加入対象者 障がいのある子どもの保護者や家族

問い合わせ先 ぽれぽれの会 会長 金子 加代 電話・ファックス 0948-28-3607



●のんびりカフェ

団体の概要 子どもの障がいや発達の遅れに悩む家族との交流会を通じて、情報交換や悩みを語り合い、子育てに前向きになれる茶話会

主な活動内容 情報交換や語り合い

加入対象者 0歳から小学校のお子さんを持つ保護者

参加費 200円(お茶菓子代)

定例会 毎月第4金曜日 午前11時～12時(変更になる場合あり)
Green Terrace(グリーンテラス)飯塚市下三緒 35-541

問い合わせ先 甲斐(かい)080-5202-3826(LINE、ショートメール可)

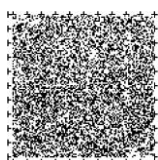
●話し合いサークル「スイーツ飯塚」

団体の概要 障がい者の方の仕事や悩みについて、意見を出していく。また、自分たちで話し合い自分たちのことを決めていこうとする知的障がい者の大会「ピープルファースト大会」に参加して、全国の仲間たちと繋がりを持つ団体。

主な活動内容 飯塚市、嘉麻市に住む20代から40代を中心に「話し合い」や「レクリエーション」を行う

加入対象者 18歳以上の知的障がいのある人で、自分たちらしく生きていくための話し合いや活動をしていきたい方

定例会 毎月第4日曜日 午前9時～12時 主にサン・アビリティーズいづか



●Nっ子ネットワーク カンガルーの親子

団 体 の 概 要 早産や病気などの理由で小さく生まれた子どもを持つ家族同士のサポート(ピア・サポート)をする団体

主な活動内容 傾聴講座、家族交流会、写真展の開催など。

加 入 対 象 者 子どもがNICU(新生児集中治療室)に入院中、もしくは卒業された家族

定 例 会 ホームページ参照。 <https://n-kan-oyako.moo.jp>

問 い 合 せ 先 登山(とやま)万佐子 kangaroo2007oyako@gmail.com



【ロゴマーク】

●プラダー・ウィリー症候群児・者親の会

「竹の子の会」九州支部

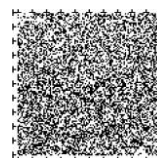
団 体 の 概 要 15 番目の染色体異常による疾患プラダー・ウィリー症候群(指定難病 193)の当事者およびその家族との情報交換や交流を図り、医療・福祉などの社会環境の充実に努める団体

主な活動内容 九州支部では、宿泊交流会やオンライン交流会、学習会などを行っている。
会報誌「たけのこ」(年 2 回)の発行

加 入 対 象 者 プラダー・ウィリー症候群当事者およびその家族

問 い 合 せ 先 渡邊(わたなべ) 090-2505-7224 saki-w@mba.nifty.co

ホームページ <http://www.pwstakenoko.org/>



●日本ダウン症協会福岡支部(JDS 福岡)

団 体 の 概 要 ダウン症のある人とその家族の幸せを願い、全国の組織の福岡県内居住者で構成し、活動する団体

主な活動内容 会員相互の研修、親睦会、見学会、講演会等の開催、会報の発行などダウン症のある人についての広報活動。また相談員による各種相談も受け付けている。(相談は非会員でも可能)

加 入 対 象 者 ダウン症児・者とその家族

年 会 費 年額 10,000 円 賛助会員は別途料金

問 い 合 わ せ 先 日本ダウン症協会福岡支部事務局

090-2085-9590 jdsfukuoka@yahoo.co.jp



●Twinkle Cats

団 体 の 概 要 障がい児・者が音楽活動を通じて、観客の前で発表することで社会参加をすることと
もに、本人の成長を促す団体

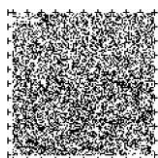
主な活動内容 音楽演奏活動、年に 1 回の定期演奏会

加 入 対 象 者 障がいのある人、音楽が好きな人や興味のある人

練 習 日 1、2 週間に1回

場 所 嘉麻市内公共施設(毎回場所が変わります。)

問 い 合 わ せ 先 古賀 090-3605-7376



●(公社)スペシャルオリンピックス日本 ・アルペンスキープログラム

団 体 の 概 要 オリンピック形式のスポーツトレーニングと競技会を通じて、知的障がい者に体力・技術・友情を培い、他のアスリートや家族・地域の人々とともに社会参加することを目的とする。

主な活動内容 アルペンスキー、夏合宿、雪上合宿、レクリエーション

加 入 対 象 者 知的障がいのある 6 歳以上の人

定 例 会 毎月日曜日(月 2～3 回) 午前 10 時～12 時

サンビレッジ茜 人工芝スキー場(飯塚市山口845-38)

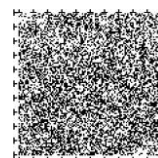
クローバープラザ(春日市原町3丁目1-7)

問 い 合 わ せ 先 スペシャルオリンピックス日本・福岡事務局

092-260-9273 fukuoka@son.or.jp



【ロゴマーク】



●ドリームキッズ

団 体 の 概 要 バスケットボールを通じた障がいのある子どもの運動の機会や仲間との交流

主な活動内容 バスケットボール

加 入 対 象 者 障がい児(者)

定 例 会 毎週木曜日 午後 6 時半～午後 8 時

サン・アビリティーズいいづか(飯塚市柏の森 956-4)

問 い 合 わ せ 先 甲斐 080-5202-3826



●嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会

団 体 の 概 要 障がい者家族の相互支援や、病気を学ぶための講演会・研修会への積極的な参加、
福祉行政への理解を進める団体

主な活動内容 月 1 回の定例会、月 2 回の家族相談員による相談会

連続講座「家族による家族学習会」(8 月～12 月 5 回)の開催

加 入 対 象 者 精神障がい者とその家族及び会の趣旨に賛同していただける方

年 会 費 2,000 円

定 例 会 毎月第 3 木曜日 午後 1 時半～ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所2F

・相談会 毎月第 2 土曜日 午後 1 時半～ サン・アビリティーズいいづか

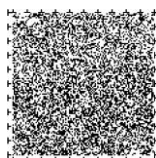
毎月第 4 土曜日 午後 1 時半～ 夢サイトかほ

問 い 合 わ せ 先 森嶋 光恵 090-5386-4116

辻田 雄一 電話・ファックス 0947-45-1876



【ロゴマーク】



●精神障害者SHG ピア・ライフ・ネット

団体の概要 ともに仲間になって助け合い、病や日常の問題に対処するため、精神障がい者のニーズを踏まえた住みやすい街づくりを進めるとともに、当事者同士が安心して話ができるような環境を整える団体

主な活動内容 セルフヘルプ活動、ピアカウンセリング、各種行事参加

加入対象者 病に苦しんでいる人、その人を支えたい人

定例会 毎月第1土曜日 午後1時半～ サン・アビリティーズいづか

問い合わせ先 事務局 山梨 宗治 0948-43-3900 mune.9191@gmail.com

●飯塚断酒友の会

団体の概要 断酒を实行しようとする者の自立更生や社会復帰を支援し、酒害の及ぼす社会悪の防止に努め、もって社会福祉の向上に貢献する団体

主な活動内容 定例会の開催、酒害相談受付、飲酒運転撲滅運動

加入対象者 断酒の趣旨に賛同する本人、家族、関係者

年会費 1,500円(ご相談などでの一般参加は無料)

定例会 毎月 第2日曜日 午後1時～午後3時／第4月曜日 午後7時～午後9時
イイツカコミュニティセンター
(イイツカコミュニティセンター改装期間中は立岩交流センター)

問い合わせ先 会長 菅 久男 090-8405-0264

●飯塚断酒新生会

団体の概要 酒害に関する啓発、酒害の及ぼす社会悪の防止に努める団体

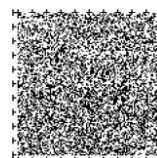
主な活動内容 定例会の開催、近隣地区の例会参加、記念大会への参加

加入対象者 断酒の趣旨に賛同する本人、家族、関係者

年会費 6,000円(家族会員は、3,000円)

定例会 毎月第4日曜日 午後1時～午後3時
イイツカコミュニティセンター
(イイツカコミュニティセンター改装期間中は立岩交流センター)

問い合わせ先 会長 瀬戸 満子 0948-29-4162

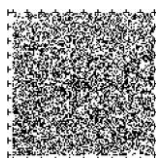


●GA いいづか

- 団 体 の 概 要 筑豊地区において、ギャンブル等の依存症に悩み、苦しんでいる方や、依存症の認識がなく病気だと気づいていない方の依存症からの回復と心の成長を図る団体
- 主な活動内容 当事者の体験を語る「オープンミーティング」の開催
- 加 入 対 象 者 ギャンブル、アルコール、薬物等の依存症者及びその家族
- 会 費 無料。ミーティング当日の献金、献品のみ。
- ミーティング 毎週月曜日(祝日は休み) 午後 7 時～午後 9 時 立岩交流センター
- そ の 他 参加は自由です。名前・住所・職業など話す必要はありません。

●ナラノンファミリーグループ飯塚グループ

- 団 体 の 概 要 家族や友人の薬物問題でどうしようもない状況に陥っている人たちの集まりで、同じ問題をもつ仲間が集い、理解しあう団体
- 主な活動内容 ミーティング
- 加 入 対 象 者 家族や友人の薬物問題で悩んでいる方
- 会 費 無料。ミーティング当日の献金のみ。
- ミーティング 毎週土曜日 午後 1 時～午後 5 時 立岩交流センター
毎月第 2・第 4 水曜日 午後 6 時～午後 8 時 立岩交流センター
- そ の 他 参加はオープンです。名前・住所・職業など話す必要はありません。



●ギャンノン筑豊

団 体 の 概 要 家族や友人のギャンブル・借金の問題でどうしようもない状況に陥っている人たちの集まりで、同じ問題をもつ仲間が集い、理解しあう団体

主な活動内容 ミーティング

加 入 対 象 者 家族や友人のギャンブル・借金の問題で悩んでいる方

会 費 無料。ミーティング当日の献金のみ。金額は個人の自由です。

ミーティング 毎月第2・第4土曜日 午前10時～12時 立岩交流センター

そ の 他 ミーティングへの参加は自由です。予約は不要です。当日会場へお越しください。また、名前・住所・職業など話す必要はありません。秘密は守られます。

●AA福岡飯塚グループ

団 体 の 概 要 「飲酒をやめたい」と願うメンバーが集い、お互いの経験と力と希望を分かち合って、共通する問題を解決するグループ

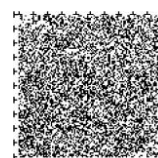
主な活動内容 ミーティング

参 加 者 飲酒をやめたいという願いを持っている方や、友人やご家族に飲酒の問題がある方。

ミーティング 毎週火曜日 午後7時～8時 立岩交流センター

会 費 無料。ミーティング当日の献金のみ。

そ の 他 本名を名乗ることも住所を明かす必要もありません。安心して自分の話をできます。



●おやこ de えんじょい

団 体 の 概 要 特性や病気、障がいがあるこどもとその家族の集まりです。同じ境遇の方同士が集まり、親子で楽しい時間を過ごしながら、悩みや不安を共有し、打ち明けられる場所。孤立した育児やケアをしている家族がいなくなるよう地域で支え合える場を作っています。

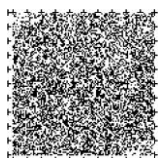
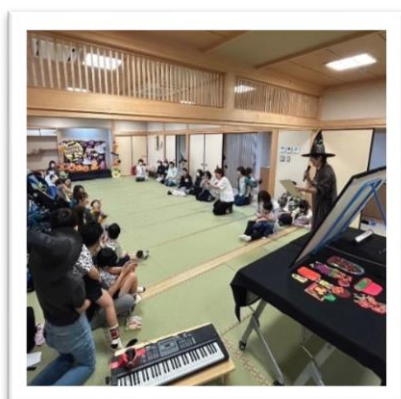
主 な 活 動 内 容 穂波子育て支援センターと協同し、親子で楽しめる活動を企画しています。

- 絵本や紙芝居パネルシアターなど読み聞かせ
- 音楽リトミック遊び
- 季節に合わせた制作
- パラバルーンなどのダイナミックな遊び
- 行事に合わせた出し物
- イベント写真撮影
- 家族同士が話せるトークタイム
- 活動終了後は、会場解放し自由にお昼ご飯をたべてフリータイム

加入(参加)対象者 小学生以下 特性、病気、障がいがあるお子様

会 費 無料

問 い 合 わ せ 先 企画運営 やましたなお 080-3983-4106



障がい者ガイドブック

令和 7 年 3 月発行

飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課
〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
電話 0948-22-5507
ファックス 0948-21-6356

